

宮城県介護員養成研修事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮城県介護員養成研修事業実施要綱（平成31年1月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p><b>第1章 総則</b></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第3条第1項第1号の規定に基づく宮城県（以下「県」という。）又は県が指定する事業者が行う介護員養成研修（以下「研修」という。）実施については、<u>政令</u>、<u>介護保険法施行規則</u>（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）<u>、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準</u>（平成24年厚生労働省告示第71号）及び「<u>介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）</u>」（平成24年3月28日付老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「取扱細則」という。）に定めるもののほか、<u>この要綱に定めるところによる。</u></p> <p>（実施主体）</p> <p>第2 研修の実施主体は、<u>知事又は知事の指定を受けた介護員養成研修事業者</u>（以下「指定研修事業者」という。）とする。</p> <p>（研修の課程）</p> <p>第3 研修の課程は、<u>介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程とする。</u></p> <p><b>第2章 介護職員初任者研修</b></p> <p>（研修の<u>内容</u>等）</p> <p>第4 <u>研修の項目、科目については、取扱細則に規定されている研修科目を項目とし、項目の中に科目を設けるものとする。</u>  <u>なお、研修項目及び研修科目については、別紙1による。</u>  <u>2 研修の目標、評価、内容については、別紙1及び別紙2に定める内容を網羅するものとする。</u>  <u>3 研修時間数については、別紙1の各項目に定める時間数以上とする。各項目の科目ごとの研修時間数は、指定研修事業者が適切に定めるものとする。ただし、各科目の時間配分については、内容に偏りが無いよう十分に留意し設定すること。</u></p> <p>（研修方法）</p> <p>第5 研修は講義及び演習により行い、講義と演習を一体的に行うものとする。          また、<u>事業者が希望する場合は、項目</u>の中で実習を行うことができる。  <u>2 研修を行う順序は「1 職務の理解」を最初に行い、「10 振り返り」を最後に行うこと。</u>  <u>なお、「9 ことごとからだのしくみと生活支援技術」については、「イ 基本知識の学習」、「ロ 生活支援技術の講義・演習」、「ハ 生活支援技術演習」の順に行うこと。</u>  <u>3 研修の一部は通信学習で実施することができるものとし、各項目あたりの通信講習の上限は、別紙3による。この場合においては、添削・面接指導及び評価を適切な教材及び適切と認める方法により行わな</u></p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第3条第1項第1号の規定に基づく宮城県（以下「県」という。）又は県が指定する事業者が行う介護員養成研修（以下「研修」という。）実施については、<u>政令</u>、<u>介護保険法施行規則</u>（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）<u>、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準</u>（平成24年厚生労働省告示第71号）及び「<u>介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）</u>」（平成24年3月28日付老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「取扱細則」という。）に定めるもののほか、<u>この要綱に定めるところによる。</u></p> <p>（実施主体）</p> <p>第2 研修の実施主体は、<u>知事又は知事の指定を受けた介護員養成研修事業者</u>（以下「指定研修事業者」という。）とする。</p> <p>（研修の課程）</p> <p>第3 研修の課程は、<u>介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程とする。</u></p> <p><b>第2章 介護職員初任者研修</b></p> <p>（研修の<u>目的</u>等）</p> <p>第4 <u>研修の目標、評価、内容については、別紙1及び別紙2に定めるとおりとし、研修時間は130時間以上とする。</u>  <u>2 前項に規定の各科目において履修すべき内容は、別紙2に定める内容を網羅するものとする。</u></p> <p>（研修方法）</p> <p>第5 研修は講義及び演習により行い、講義と演習を一体的に行うものとする。          また、<u>事業者が希望する場合は、科目</u>の中で実習を行うことができる。</p> <p><u>2 研修の一部を通信学習で実施することができるものとし、各科目あたりの通信講習の上限は、別紙3による。この場合においては、添削・面接指導及び評価を適切な教材及び適切と認める方法により行わなければならない。</u></p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>ればならない。</p> <p><b>（項目の免除）</b> 第6 生活援助従事者研修（施行規則第22条の23第1項に規定するものをいう。）を修了している者が、<u>研修を受講する場合には、別紙4</u> <u>に定めるところにより、</u>研修の<b>項目</b>を一部免除することができる。</p> <p><b>（受講対象者）</b> 第7 受講対象者は、<u>訪問介護事業に従事しようとする者、</u>又は在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者とする。</p> <p><b>（受講生の本人確認）</b> 第8 指定研修事業者は、<u>研修の開講時までに身分証明書等により受講生の本人確認を行うものとする。</u></p> <p><b>（研修期間）</b> 第9 研修期間は、<u>おおむね8か月以内とし、</u>やむを得ない理由により延長する場合においても1年6か月を超えないものとする。ただし、高等学校教育課程による研修においては、<u>この限りではない。</u></p> <p><b>（テキスト）</b> 第10 使用するテキストは、<u>別紙2に定める内容を網羅し、研修課程を適切に実施する上で適当なものを</u>使用することとする。</p> <p><b>（講師の選定基準）</b> 第11 第5の講義等の講師は、<u>別紙5に定める要件に適合する者でなければならない。</u> 2 介護技術を教授する<b>項目</b>の演習については、<u>前項の講師の数を受講生おおむね20人につき1人の割合</u>で配置するものとする。</p> <p><b>（実習施設の選定基準）</b> 第12 指定研修事業者が実習を行う場合は、<u>知事又は市町村長の指定を受けた介護保険指定事業者であつて、かつ、</u>原則として当該指定から1年以上経過している実習施設において行うものとする。 2 実習指導者（実習受入担当者）が確保されていること。</p> <p><b>（通信学習の実施方法）</b> 第13 指定研修事業者は、<u>通信学習の方法によって研修を行う場合は、次のとおり実施するものとし、項目ごとの通信学習の上限は、別紙3によるものとする。</u> (1) 受講生の自宅等での学習に配慮し、開講日から最終レポート提出日まで適切な学習期間を確保すること。また、<u>レポート提出の最終締切日は、別紙1の項目「10 振り返り」前までに設定すること。</u> (2) レポートの課題は、<u>別紙2に定める修了時の評価ポイント及び内容を網羅するものとし、項目ごとに</u></p>	<p><b>（科目の免除）</b> 第6 生活援助従事者研修（施行規則第22条の23第1項に規定するものをいう。）を修了している者が、<u>研修を受講する場合には、別紙4「介護職員初任者研修課程 免除科目及び時間」に定めるところにより、</u>研修の科目を一部免除することができる。</p> <p><b>（受講対象者）</b> 第7 受講対象者は、<u>訪問介護事業に従事しようとする者、</u>又は在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者とする。</p> <p><b>（受講生の本人確認）</b> 第8 指定研修事業者は、<u>研修の開講時までに身分証明書等により受講生の本人確認を行うものとする。</u></p> <p><b>（研修期間）</b> 第9 研修期間は、<u>おおむね8か月以内とし、</u>やむを得ない理由により延長する場合においても1年6か月を超えないものとする。ただし、高等学校教育課程による研修においては、<u>この限りではない。</u></p> <p><b>（テキスト）</b> 第10 使用するテキストは、<u>別紙2に定める内容を網羅し、研修課程を適切に実施する上で適当なものを</u>使用することとする。</p> <p><b>（講師の選定基準）</b> 第11 第5の講義等の講師は、<u>別紙5に定める要件に適合する者でなければならない。</u> 2 介護技術を教授する<b>科目</b>の演習については、<u>前項の講師の数を受講生おおむね20人につき1人の割合</u>で配置するものとする。</p> <p><b>（実習施設の選定基準）</b> 第12 指定研修事業者が実習を行う場合は、<u>知事又は市町村長の指定を受けた介護保険指定事業者であつて、かつ、</u>原則として当該指定から1年以上経過している実習施設において行うものとする。 2 実習指導者（実習受入担当者）が確保されていること。</p> <p><b>（通信学習の実施方法）</b> 第13 指定研修事業者は、<u>通信学習の方法によって研修を行う場合は、次のとおり実施するものとする。</u> (1) 受講生の自宅等での学習に配慮し、開講日から最終レポート提出日まで適切な学習期間を確保すること。また、<u>レポート提出の最終締切日は、別紙2の科目「10 振り返り」前までに設定すること。</u> (2) レポートの課題は、<u>別紙2に定める修了時の評価ポイント及び内容を網羅するものとし、科目ごと</u></p>

改正後 (新)	改正前 (旧)
<p>課題を設定の上、選択式及び記述式による問題を複数取り入れること。</p> <p>(3) 添削指導については、第11の規定に適合する講師により適切に行うこと。</p> <p>(研修実施上の留意事項)</p> <p>第14 指定研修事業者は、研修の実施に際し、次のすべての要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 研修は宮城県内で行うこと。</p> <p>(2) 1クラスの受講定員は40人以下とすること。</p> <p>(3) 演習のうち介護技術を教授するものについては、受講生おおむね10人に対して、ベッド、車いす、ポータブルトイレ等の機器を1台以上準備し、全員が演習内容を十分に学習できるよう措置すること。</p> <p>(4) 実習を行う場合は、実習施設の機能や役割、各実習の目的及び実習における注意事項等について、あらかじめオリエンテーションを実施すること。</p> <p>(5) 実習を通じて知り得た秘密の保持については、特に厳守するよう受講生に徹底すること。</p> <p>(6) 次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、受講を希望する者に対して周知すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 開講目的</li> <li>ロ 研修の名称及び課程</li> <li>ハ 実施場所</li> <li>ニ 研修期間</li> <li>ホ カリキュラム</li> <li>ヘ 講師の氏名</li> <li>ト 研修終了の認定方法</li> <li>チ 受講資格</li> <li>リ 定員</li> <li>ヌ 受講手続 (募集要領)</li> <li>ル 受講費用、実習費等</li> <li>ヲ 実習施設一覧 (実習を行う場合のみ)</li> <li>ワ 研修欠席者及び補講の取扱い</li> <li>カ 受講の取消し</li> <li>ヨ 通信学習の実施方法 (通信学習の場合のみ) <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 学習方法</li> <li>(ロ) 評価方法</li> <li>(ハ) 個別学習への対応方法</li> </ul> </li> <li>タ 修了証明書の交付及び修了者の管理</li> <li>レ 問合せ先 (住所、電話番号)</li> </ul> <p>(7) 指定研修事業者は、別紙6に例示する情報をホームページ等を通じて積極的に開示するよう努めるものとする。</p> <p>(研修の補講)</p> <p>第15 受講者の欠席などがあった場合は、次のいずれかの方法により補講を実施すること。</p> <p>(1) 当該研修において、同一内容の講義、演習又は実習を行い、これを受講させる方法</p>	<p>課題を設定し、選択式及び記述式による問題を複数取り入れること。</p> <p>(3) 添削指導については、第11の規定に適合する講師により適切に行うこと。</p> <p>(研修実施上の留意事項)</p> <p>第14 指定研修事業者は、研修の実施に際し、次のすべての要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 研修は宮城県内で行うこと。</p> <p>(2) 1クラスの受講定員は40人以下とすること。</p> <p>(3) 演習のうち介護技術を教授するものについては、受講生おおむね10人に対して、ベット、車いす、ポータブルトイレ等の機器を1台以上準備し、全員が演習内容を十分に学習できるよう措置すること。</p> <p>(4) 実習を行う場合は、実習施設の機能や役割、各実習の目的及び実習における注意事項等について、あらかじめオリエンテーションを実施すること。</p> <p>(5) 実習を通じて知り得た秘密の保持については、特に厳守するよう受講生に徹底すること。</p> <p>(6) 次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、受講を希望する者に対して周知すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 開講目的</li> <li>ロ 研修の名称及び課程</li> <li>ハ 実施場所</li> <li>ニ 研修期間</li> <li>ホ カリキュラム</li> <li>ヘ 講師の氏名</li> <li>ト 研修終了の認定方法</li> <li>チ 受講資格</li> <li>リ 定員</li> <li>ヌ 受講手続 (募集要領)</li> <li>ル 受講費用、実習費等</li> <li>ヲ 実習施設一覧 (実習を行う場合のみ)</li> <li>ワ 研修欠席者及び補講の取扱い</li> <li>カ 受講の取消し</li> <li>ヨ 通信学習の実施方法 (通信学習の場合のみ) <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 学習方法</li> <li>(ロ) 評価方法</li> <li>(ハ) 個別学習への対応方法</li> </ul> </li> <li>タ 修了証明書の交付及び修了者の管理</li> <li>レ 問合せ先 (住所、電話番号)</li> </ul> <p>(7) 指定研修事業者は、別紙6に例示する情報をホームページ等を通じて積極的に開示するよう努めるものとする。</p> <p>(研修の補講)</p> <p>第15 受講者の欠席などがあった場合は、次のいずれかの方法により補講を実施すること。</p> <p>(1) 当該研修において、同一内容の講義、演習又は実習を行い、これを受講させる方法</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(2) 当該事業者が別に行っている研修において、<u>同一内容の講義、</u>演習又は実習を受講させる方法</p> <p>2 補講は、<u>原則として項目</u>ごとに行うものとする。</p> <p>3 ビデオの視聴やレポートの提出等により、<u>補講</u>を実施することは認められない。</p> <p>4 面接指導の補講を行う場合においても1から3までにより補講を実施すること。</p> <p>5 補講を行った場合は、<u>補講修了確認書</u>を作成し、<u>出席簿</u>とともに保存すること。</p> <p>(修了の評価)</p> <p>第16 指定研修事業者は、<u>別紙2</u>に掲げる各<u>項目</u>の修了時の評価ポイントに沿って、<u>受講生の知識・技術</u>等の習得度を評価するほか、<u>カリキュラムの時間数</u>とは別に、<u>1時間以上</u>の筆記試験による修了評価を行うこと。</p> <p>2 指定研修事業者は、<u>前項</u>の修了評価において、<u>おおむね7割以上</u>の理解度を目安に修了の認定を行うものとし、<u>当該基準に達しない受講生</u>に対しては、<u>必要に応じて補講等措置</u>を講じなければならない。</p> <p>(修了証明書の交付等)</p> <p>第17 知事が実施する研修に係わる修了証明書及び携帯用修了証明書は、<u>別紙7</u>によるものとする。</p> <p>2 指定研修事業者が実施する研修に係わる修了証明書及び携帯用修了証明書は、<u>別紙8</u>によるものとする。</p> <p>3 修了証明書の修了者番号については、<u>指定通知書</u>に記載された<u>指定</u>番号及び事業者が付した当該年度の修了者管理番号を記入して発行すること。</p> <p>4 事業者は、<u>当該事業者が過去に実施した研修を修了した者</u>から修了証明書の再交付の申請があった場合は、<u>事実関係の確認及び本人であること</u>の確認をおこなった上、<u>修了年月日及び再交付年月日</u>を記載した修了証明書の再交付をおこなうものとする。</p> <p>5 知事は、<u>第1項及び第2項の規定により修了証明書の交付を受けた者</u>について、<u>修了した研修の課程、</u><u>修了証明書番号、</u><u>修了年月日、</u><u>氏名及び生年月日</u>等必要事項を記載した名簿を作成し、<u>管理するものとする。</u></p> <p>(指定研修事業者及び研修の指定)</p> <p>第18 政令第3条第1項第1号の規定に基づく指定研修事業者及び研修の指定に関する手続きは、<u>別に定める。</u></p> <p>(長寿社会政策課長への協議等)</p> <p>第19 この要綱に基づき知事が行う研修を実施する課（室）長又は地方公所長は、<u>研修の開始、</u><u>変更、</u><u>休止、</u><u>廃止及び再開に当たり、</u><u>その都度、</u><u>別に定める指定研修事業者が行う手続きに準じ、</u><u>長寿社会政策課長</u>あて協議又は報告するものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第20 以下の者は、<u>本要綱に定める介護職員初任者研修を修了したもの</u>とみなす。</p> <p>(1) 平成25年4月1日改定前の省令第22条の23に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び2級課程の修了者</p> <p>(2) 保健師、<u>看護師</u>及び准看護師の資格を有する者</p>	<p>(2) 当該事業者が別に行っている研修において、<u>同一内容の講義、</u>演習又は実習を受講させる方法</p> <p>2 補講は、<u>原則として科目</u>ごとに行うものとする。</p> <p>3 ビデオの視聴やレポートの提出等により、<u>補講</u>を実施することは認められない。</p> <p>4 面接指導の補講を行う場合においても1から3までにより補講を実施すること。</p> <p>5 補講を行った場合は、<u>補講修了確認書</u>を作成し、<u>出席簿</u>とともに保存すること。</p> <p>(修了の評価)</p> <p>第16 指定研修事業者は、<u>別紙2</u>に掲げる各<u>科目</u>の修了時の評価ポイントに沿って、<u>受講生の知識・技術</u>等の習得度を評価するほか、<u>カリキュラムの時間数</u>とは別に、<u>1時間程</u>の筆記試験による修了評価を行うこと。</p> <p>2 指定研修事業者は、<u>前項</u>の修了評価において、<u>おおむね7割以上</u>の理解度を目安に修了の認定を行うものとし、<u>当該基準に達しない受講生</u>に対しては、<u>必要に応じて補講等措置</u>を講じなければならない。</p> <p>(修了証明書の交付等)</p> <p>第17 知事が実施する研修に係わる修了証明書及び携帯用修了証明書は、<u>別紙7</u>によるものとする。</p> <p>2 指定研修事業者が実施する研修に係わる修了証明書及び携帯用修了証明書は、<u>別紙8</u>によるものとする。</p> <p>3 修了証明書の修了者番号については、<u>指定通知書</u>に記載された<u>事業者</u>番号及び事業者が付した当該年度の修了者管理番号を記入して発行すること。</p> <p>4 事業者は、<u>当該事業者が過去に実施した研修を修了した者</u>から修了証明書の再交付の申請があった場合は、<u>事実関係の確認及び本人であること</u>の確認をおこなった上、<u>修了年月日及び再交付年月日</u>を記載した修了証明書の再交付をおこなうものとする。</p> <p>5 知事は、<u>第1項及び第2項の規定により修了証明書の交付を受けた者</u>について、<u>修了した研修の課程、</u><u>修了証明書番号、</u><u>修了年月日、</u><u>氏名及び生年月日</u>等必要事項を記載した名簿を作成し、<u>管理するものとする。</u></p> <p>(指定研修事業者及び研修の指定)</p> <p>第18 政令第3条第1項第1号の規定に基づく指定研修事業者及び研修の指定に関する手続きは、<u>別に定める。</u></p> <p>(長寿社会政策課長への協議等)</p> <p>第19 この要綱に基づき知事が行う研修を実施する課（室）長又は地方公所長は、<u>研修の開始、</u><u>変更、</u><u>休止、</u><u>廃止及び再開に当たり、</u><u>その都度、</u><u>別に定める指定研修事業者が行う手続きに準じ、</u><u>長寿社会政策課長</u>あて協議又は報告するものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第20 以下の者は、<u>本要綱に定める介護職員初任者研修を修了したもの</u>とみなす。</p> <p>(1) 平成25年4月1日改定前の省令第22条の23に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び2級課程の修了者</p> <p>(2) 保健師、<u>看護師</u>及び准看護師の資格を有する者</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(3) 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働省大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号) 第2号に掲げる研修の1級課程及び2級課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> <p>(4) 「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」(平成3年6月27日老福153号、社更第132号、児発第591号) 及び「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」(平成7年7月31日社援更第192号、老計第116号、児発第725号) に基づくホームヘルパー養成研修1級課程及び2級課程の修了者</p> <p>(5) 「家庭奉仕員講習会推進事業の実施について」(昭和62年6月26日付け社老第84号) に基づき、家庭奉仕員講習会を修了した者及び昭和62年以前に実施された「家庭奉仕員の採用時研修について」(昭和57年9月8日社老第100号) に基づく家庭奉仕員採用時研修を修了した者で、現に訪問介護員として活動している者</p> <p>(6) 実務者研修(社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号) 第3条に規定するものをいう) の修了者</p>	<p>(3) 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働省大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号) 第2号に掲げる研修の1級課程及び2級課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> <p>(4) 「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」(平成3年6月27日老福153号、社更第132号、児発第591号) 及び「ホームヘルパー養成研修事業の実施について」(平成7年7月31日社援更第192号、老計第116号、児発第725号) に基づくホームヘルパー養成研修1級課程及び2級課程の修了者</p> <p>(5) 「家庭奉仕員講習会推進事業の実施について」(昭和62年6月26日付け社老第84号) に基づき、家庭奉仕員講習会を修了した者及び昭和62年以前に実施された「家庭奉仕員の採用時研修について」(昭和57年9月8日社老第100号) に基づく家庭奉仕員採用時研修を修了した者で、現に訪問介護員として活動している者</p> <p>(6) 実務者研修(社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号) 第3条に規定するものをいう) の修了者</p>
<p><b>第3章 生活援助従事者研修</b></p>	<p><b>第3章 生活援助従事者研修</b></p>
<p>(研修の<u>内容</u>等)</p>	<p>(研修の<u>目的</u>等)</p>
<p>第21 <u>研修の項目、科目については、取扱細則に規定されている研修科目を項目とし、項目の中に科目を設けるものとする。</u></p> <p><u>なお、研修項目及び研修科目については、別紙9による。</u></p> <p><u>2 研修の目標、評価、内容については、別紙9及び別紙10に定める内容を網羅するものとする。</u></p> <p><u>3 研修時間数については、別紙9の各項目に定める時間数以上とする。各項目の科目ごとの研修時間数は、指定研修事業者が適切に定めるものとする。ただし、各科目の時間配分については、内容に偏りがなく、十分に留意し設定すること。</u></p>	<p>第21 <u>研修の目標、評価、内容については、別紙9及び別紙10に定めるとおりとし、研修時間は5.9時間以上とする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する各科目において履修すべき内容は、別紙10に定める内容を網羅するものとする。</u></p>
<p>(研修方法)</p>	<p>(研修方法)</p>
<p>第22 研修は講義及び演習により行い、講義と演習を一体的に行うものとする。</p> <p>2 <u>研修を行う順序は「1 職務の理解」を最初に行い、「9 振り返り」を最後に行うこと。</u></p> <p><u>なお、「8 こころとからだのしくみと生活支援技術」については、「イ 基本知識の学習」、「ロ 生活支援技術の学習」、「ハ 生活支援技術演習」の順に行うこと。</u></p> <p>3 「<u>8 こころとからだのしくみと生活支援技術</u>」において移動・移乗に関連した実習を2時間実施すること。</p> <p>4 研修の一部は通信学習で実施することができるものとし、各項目あたりの通信講習の上限は、別紙11による。この場合においては、<u>添削・面接指導及び評価を適切な教材及び適切と認める方法により行わなければならない。</u></p>	<p>第22 研修は講義及び演習により行い、講義と演習を一体的に行うものとする。</p> <p>2 「<u>9. こころとからだのしくみと生活支援技術</u>」において移動・移乗に関連した実習を2時間実施すること。</p> <p>3 研修の一部は通信学習で実施することができるものとし、各項目あたりの通信講習の上限は、別紙11による。この場合においては、<u>添削・面接指導及び評価を適切な教材及び適切と認める方法により行わなければならない。</u></p>
<p>(受講対象者)</p>	<p>(受講対象者)</p>
<p>第23 生活援助中心型のサービスに従事しようとする者とする。</p>	<p>第23 生活援助中心型のサービスに従事しようとする者とする。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(受講生の本人確認)</p> <p>第24 指定研修事業者は、<u>研修の開講時までに身分証明書等により受講生の本人確認を行うものとする。</u></p> <p>(研修期間)</p> <p>第25 研修期間は、<u>おおむね4か月以内とし、やむを得ない理由により延長する場合においても8か月を超えないものとする。ただし、高等学校教育課程による研修においてはこの限りではない。</u></p> <p>(テキスト)</p> <p>第26 使用するテキストは、<u>別紙10に定める内容を網羅し、研修課程を適切に実施する上で適当なものを使用することとする。</u></p> <p>(講師の選定基準)</p> <p>第27 第22の講義等の講師は、<u>別紙12に定める要件に適合する者でなければならない。</u>  2 介護技術を教授する<u>項目</u>の演習については、<u>前項の講師の数を受講生おおむね20人につき1人の割合で配置するものとする。</u></p> <p>(通信学習の実施方法)</p> <p>第28 指定研修事業者は、<u>通信学習の方法によって研修を行う場合は、次のとおり実施するものとし、<u>項目ごとの通信学習の上限は、別紙11によるものとする。</u></u></p> <p>(1) 受講生の自宅等での学習に配慮し、開講日から最終レポート提出日まで適切な学習期間を確保すること。また、<u>レポート提出の最終締切日は、別紙9の<u>項目</u>「9 振り返り」前までに設定すること。</u>  (2) レポートの課題は、<u>別紙10に定める修了時の評価ポイント及び内容を網羅するものとし、<u>項目ごと</u>に課題を設定の上、選択式及び記述式による問題を複数取り入れること。</u>  (3) 添削指導については、<u>第27の規定に適合する講師により適切に行うこと。</u></p> <p>(修了の評価)</p> <p>第29 指定研修事業者は、<u>別紙10に掲げる各<u>項目</u>の修了時の評価ポイントに沿って、<u>受講生の知識・技術等の習得度を評価するほか、カリキュラムの時間数とは別に、0.5時間以上</u>の筆記試験による修了評価を行うこと。</u>  2 指定研修事業者は、<u>前項の修了評価において、<u>おおむね7割以上の理解度を目安に修了の認定を行うものとし、当該基準に達しない受講生に対しては、必要に応じて補講等措置を講じなければならない。</u></u></p> <p>(修了証明書の交付等)</p> <p>第30 知事が実施する研修に係わる修了証明書及び携帯用修了証明書は、<u>別紙13によるものとする。</u>  2 指定研修事業者が実施する研修に係わる修了証明書及び携帯用修了証明書は、<u>別紙14によるものとする。</u>  <u>3 修了証明書の修了者番号については、指定通知書に記載された指定番号及び事業者が付した当該年度の修了者管理番号を記入して発行すること。</u></p>	<p>(受講生の本人確認)</p> <p>第24 指定研修事業者は、<u>研修の開講時までに身分証明書等により受講生の本人確認を行うものとする。</u></p> <p>(研修期間)</p> <p>第25 研修期間は、<u>おおむね4か月以内とし、やむを得ない理由により延長する場合においても8か月を超えないものとする。ただし、高等学校教育課程による研修においてはこの限りではない。</u></p> <p>(テキスト)</p> <p>第26 使用するテキストは、<u>別紙10に定める内容を網羅し、研修課程を適切に実施する上で適当なものを使用することとする。</u></p> <p>(講師の選定基準)</p> <p>第27 第22の講義等の講師は、<u>別紙12に定める要件に適合する者でなければならない。</u>  2 介護技術を教授する<u>科目</u>の演習については、<u>前項の講師の数を受講生おおむね20人につき1人の割合で配置するものとする。</u></p> <p>(通信学習の実施方法)</p> <p>第28 指定研修事業者は、<u>通信学習の方法によって研修を行う場合は、次のとおり実施するものとする。</u></p> <p>(1) 受講生の自宅等での学習に配慮し、開講日から最終レポート提出日まで適切な学習期間を確保すること。また、<u>レポート提出の最終締切日は、別紙10の<u>科目</u>「9 振り返り」前までに設定すること。</u>  (2) レポートの課題は、<u>別紙10に定める修了時の評価ポイント及び内容を網羅するものとし、<u>科目ごと</u>に課題を設定し、</u>選択式及び記述式による問題を複数取り入れること。  (3) 添削指導については、<u>第12の規定に適合する講師により適切に行うこと。</u></p> <p>(修了の評価)</p> <p>第29 指定研修事業者は、<u>別紙10に掲げる各<u>科目</u>の修了時の評価ポイントに沿って、<u>受講生の知識・技術等の習得度を評価するほか、カリキュラムの時間数とは別に、0.5時間程</u>の筆記試験による修了評価を行うこと。</u>  2 指定研修事業者は、<u>前項の修了評価において、<u>おおむね7割以上の理解度を目安に修了の認定を行うものとし、当該基準に達しない受講生に対しては、必要に応じて補講等措置を講じなければならない。</u></u></p> <p>(修了証明書の交付等)</p> <p>第30 知事が実施する研修に係わる修了証明書及び携帯用修了証明書は、<u>別紙13によるものとする。</u>  2 指定研修事業者が実施する研修に係わる修了証明書及び携帯用修了証明書は、<u>別紙14によるものとする。</u></p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p><u>4 事業者は、当該事業者が過去に実施した研修を修了した者から修了証明書の再交付の申請があった場合は、事実関係の確認及び本人であることの確認をおこなった上、修了年月日及び再交付年月日を記載した修了証明書の再交付をおこなうものとする。</u></p> <p><u>5 知事は、第1項及び第2項の規定により修了証明書の交付を受けた者について、修了した研修の課程、修了証明書番号、修了年月日、氏名及び生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するものとする。</u></p> <p>（準用） 第31 第12、第14、第15、第18及び第19の規定は、生活援助従事者研修について準用する。</p> <p>（その他） 第32 以下の者は、本要綱に定める生活援助従事者研修を修了したものとみなす。 （1）第20の（1）から（6）までに該当するもの （2）介護職員初任者研修（施行規則第22条の23第1項に規定するものをいう）の修了者</p>	<p><u>3 知事は、1・2項</u>の規定により修了証明書の交付を受けた者について、<u>修了した研修の課程、修了証明書番号、修了年月日、氏名及び生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するものとする。</u></p> <p>（準用） 第31 第12、第14、第15、第18及び第19の規定は、生活援助従事者研修について準用する。</p> <p>（その他） 第32 以下の者は、本要綱に定める生活援助従事者研修を修了したものとみなす。 （1）第20の（1）から（5）までに該当するもの （2）介護職員初任者研修（施行規則第22条の23第1項に規定するものをいう）の修了者</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(別紙1)</p> <p style="text-align: center;"><b>介護職員初任者研修における目標、評価の指針及び研修カリキュラム</b></p> <p><b>1 介護職員初任者研修課程を通じた到達目標</b></p> <p>(1) 基本的な介護を実践するために最低限必要な知識・技術を理解できる。</p> <p>(2) 介護の実践については、正しい知識とアセスメント結果に基づく適切な介護技術の適用が必要であることを理解できる。</p> <p>(3) 自立の助長と重度化防止・遅延化のために、介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させるという視点が大切であることを理解できる。</p> <p>(4) 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活を送れるようにするために、利用者一人ひとりに対する生活状況の的確な把握が必要であることを理解できる。</p> <p>(5) 他者の生活観及び生活の営み方への共感、相手の立場に立って考えるという姿勢を持つことの大切さについて理解できる。</p> <p>(6) 自立支援に資するサービスを多職種と協働して総合的、計画的に提供できる能力を身に付けることが、自らの将来の到達目標であることを理解できる。</p> <p>(7) 利用者本位のサービスを提供するため、チームアプローチの重要性とその一員として業務に従事する際の役割、責務等を理解できる。</p> <p>(8) 利用者、家族、多職種との円滑なコミュニケーションのとり方の基本を理解できる。</p> <p>(9) 的確な記録・記述の大切さを理解できる。</p> <p>(10) 人権擁護の視点、職業倫理の基本を理解できる。</p> <p>(11) 介護に関する社会保障の制度、施策、サービス利用の流れについての概要を理解できる。</p> <p><b>2 各項目の「到達目標・評価の基準」</b></p> <p>(1) ねらい（到達目標）</p> <p>「ねらい（到達目標）」は、各項目が、実務においてどのような行動ができる介護職員を養成しようとするのかを定義したものである。</p> <p>介護職員初任者研修修了時点で直ちにできることは困難だが、研修事業者は、研修修了後一定の実務後にこの水準に到達する基礎を形成することを目標に、研修内容を企画する。</p> <p>(2) 修了時の評価ポイント</p> <p>「修了時の評価ポイント」とは、介護職員初任者研修において実施する受講者の習得状況の評価において、最低限理解・習得すべき事項を定義したものである。</p> <p>研修事業者は、受講者が修了時にこの水準に到達できていることを確認する必要がある。</p> <p>「修了時の評価ポイント」は、評価内容に応じて下記のような表記となっている。</p> <p>ア 知識として知っていることを確認するもの</p> <p>知識として知っているレベル</p> <p>【表記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「列挙できる」…知っているレベル</li> <li>・「概説できる」…だいたいのところを説明できるレベル</li> </ul>	<p>(別紙1)</p> <p style="text-align: center;"><b>介護職員初任者研修における目標、評価の指針</b></p> <p><b>1 介護職員初任者研修課程を通じた到達目標</b></p> <p>(1) 基本的な介護を実践するために最低限必要な知識・技術を理解できる。</p> <p>(2) 介護の実践については、正しい知識とアセスメント結果に基づく適切な介護技術の適用が必要であることを理解できる。</p> <p>(3) 自立の助長と重度化防止・遅延化のために、介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させるという視点が大切であることを理解できる。</p> <p>(4) 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活を送れるようにするために、利用者一人ひとりに対する生活状況の的確な把握が必要であることを理解できる。</p> <p>(5) 他者の生活観及び生活の営み方への共感、相手の立場に立って考えるという姿勢を持つことの大切さについて理解できる。</p> <p>(6) 自立支援に資するサービスを多職種と協働して総合的、計画的に提供できる能力を身に付けることが、自らの将来の到達目標であることを理解できる。</p> <p>(7) 利用者本位のサービスを提供するため、チームアプローチの重要性とその一員として業務に従事する際の役割、責務等を理解できる。</p> <p>(8) 利用者、家族、多職種との円滑なコミュニケーションのとり方の基本を理解できる。</p> <p>(9) 的確な記録・記述の大切さを理解できる。</p> <p>(10) 人権擁護の視点、職業倫理の基本を理解できる。</p> <p>(11) 介護に関する社会保障の制度、施策、サービス利用の流れについての概要を理解できる。</p> <p><b>2 各科目の「到達目標・評価の基準」</b></p> <p>(1) ねらい（到達目標）</p> <p>「ねらい（到達目標）」は、各科目が、実務においてどのような行動ができる介護職員を養成しようとするのかを定義したものである。</p> <p>介護職員初任者研修修了時点で直ちにできることは困難だが、研修事業者は、研修修了後一定の実務後にこの水準に到達する基礎を形成することを目標に、研修内容を企画する。</p> <p>(2) 修了時の評価ポイント</p> <p>「修了時の評価ポイント」とは、介護職員初任者研修において実施する受講者の習得状況の評価において、最低限理解・習得すべき事項を定義したものである。</p> <p>研修事業者は、受講者が修了時にこの水準に到達できていることを確認する必要がある。</p> <p>「修了時の評価ポイント」は、評価内容に応じて下記のような表記となっている。</p> <p>ア 知識として知っていることを確認するもの</p> <p>知識として知っているレベル</p> <p>【表記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「列挙できる」…知っているレベル</li> <li>・「概説できる」…だいたいのところを説明できるレベル</li> </ul>

改正後 (新)

改正前 (旧)

・「説明できる」・・・具体的に説明できるレベル  
 筆記試験や口頭試験により、知識を確認することが考えられる。  
 イ 技術の習得を確認するもの  
 実技演習で行った程度の技術を習得しているレベル  
 【表記】  
 ・「～できる」「実施できる」  
 教室での実技を行い確認することが考えられる。  
 ウ 各項目の内容例  
 各項目の「内容例」に示す、「指導の視点」及び「内容」は、各項目の内容について例示したものである。

・「説明できる」・・・具体的に説明できるレベル  
 筆記試験や口頭試験により、知識を確認することが考えられる。  
 イ 技術の習得を確認するもの  
 実技演習で行った程度の技術を習得しているレベル  
 【表記】  
 ・「～できる」「実施できる」  
 教室での実技を行い確認することが考えられる。  
 ウ 各科目の内容例  
 各科目の「内容例」に示す、「指導の視点」及び「内容」は、各科目の内容について例示したものである。

3 研修カリキュラム

項 目	科 目
1 職務の理解 (6時間)	(1) <u>多様なサービスの理解</u>
	(2) <u>介護職の仕事内容や働く現場の理解</u>
2 介護における尊厳の保持・自立支援 (9時間)	(1) <u>人権と尊厳を支える介護</u>
	(2) <u>自立に向けた介護</u>
3 介護の基本 (6時間)	(1) <u>介護職の役割、専門性と多職種との連携</u>
	(2) <u>介護職の職業倫理</u>
	(3) <u>介護における安全の確保とリスクマネジメント</u>
	(4) <u>介護職の安全</u>
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (9時間)	(1) <u>介護保険制度</u>
	(2) <u>医療との連携とリハビリテーション</u>
	(3) <u>障害福祉制度及びその他制度</u>
5 介護におけるコミュニケーション技術 (6時間)	(1) <u>介護におけるコミュニケーション</u>
	(2) <u>介護におけるチームのコミュニケーション</u>

改正後（新）		改正前（旧）
<u>6 老化の理解（6時間）</u>	<u>（1）老化に伴うところとからだの変化と日常</u>	
	<u>（2）高齢者と健康</u>	
<u>7 認知症の理解（6時間）</u>	<u>（1）認知症を取り巻く状況</u>	
	<u>（2）医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理</u>	
	<u>（3）認知症に伴うところとからだの変化と日常生活</u>	
	<u>（4）家族への支援</u>	
<u>8 障害の理解（3時間）</u>	<u>（1）障害の基礎的理解</u>	
	<u>（2）障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識</u>	
	<u>（3）家族の心理、かかわり支援の理解</u>	
<u>9 ところとからだのしくみと生活支援技術（7.5時間）</u>	<u>イ 基本知識の学習（10～13時間程度）</u>	<u>（1）介護の基本的な考え方</u>
		<u>（2）介護に関するところのしくみの基礎的理解</u>
		<u>（3）介護に関するからだのしくみの基礎的理解</u>
	<u>ロ 生活支援技術の講義・演習（50～55時間程度）</u>	<u>（4）生活と家事</u>
		<u>（5）快適な居住環境整備と介護</u>
		<u>（6）整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</u>
		<u>（7）移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</u>
		<u>（8）食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</u>
		<u>（9）入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</u>
		<u>（10）排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</u>

改正後（新）

改正前（旧）

		<u>(11) 睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</u>
		<u>(12) 死にゆく人に関連したところとからだのしくみと終末期介護</u>
	<u>ハ 生活支援技術演習</u>	<u>(13) 介護過程の基礎的理解</u>
	<u>(10～12 時間程度)</u>	<u>(14) 総合生活支援技術演習</u>
<u>10 振り返り（4時間）</u>		<u>(1) 振り返り</u>
		<u>(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修</u>

(別紙2)

**介護職員初任者研修 (各項目の到達目標、評価、内容)**

(1) 職務の理解 (6時間)

①到達目標・評価の基準

ねらい	研修に先立ち、これからの介護が目指すべき、その人の生活を支える「在宅におけるケア」等の実践について、介護職がどのような環境で、どのような形で、どのような仕事を行うのか、具体的イメージを持って実感し、以降の研修に実践的に取り組めるようになる。
-----	--

②内容例

指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修課程全体(130時間)の構成と各研修項目(10項目)相互の関連性の全体像をあらかじめイメージできるようにし、学習内容を体系的に整理して知識を効率的・効果的に学習できるような素地の形成を促す。</li> <li>視聴覚教材等を工夫するとともに、必要に応じて見学を組み合わせるなど、介護職が働く現場や仕事の内容を、出来る限り具体的に理解させる。</li> </ul>
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>多様なサービスの理解             <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険サービス(居宅、施設)、○介護保険外サービス</li> </ul> </li> <li>介護職の仕事内容や働く現場の理解             <ul style="list-style-type: none"> <li>○居宅、施設の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容</li> <li>○居宅、施設の実際のサービス提供現場の具体的イメージ (視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等)</li> <li>○ケアプランの位置付けに始まるサービスの提供に至るまでの一連の業務の流れとチームアプローチ・他職種、介護保険外サービスを含めた地域の社会資源との連携</li> </ul> </li> </ol>

(2) から (8) まで改正項目ないため省略

(9) ころとからだのしくみと生活支援技術 (7.5時間)

<展開例>

基本知識の学習の後に、生活支援技術等の学習を行い、最後に事例に基づく総合的な演習を行う。概ね次のような展開が考えられる。

**イ 基本知識の学習**・・・10-13時間程度

- 「1. 介護の基本的な考え方」
- 「2. 介護に関するころのしくみの基礎的理解」
- 「3. 介護に関するからだのしくみの基礎的理解」

**ロ 生活支援技術の講義・演習**・・・50-55時間程度

- 「4. 生活と家事」

(別紙2)

**介護職員初任者研修 (各科目の到達目標、評価、内容)**

(1) 職務の理解 (6時間)

①到達目標・評価の基準

ねらい	研修に先立ち、これからの介護が目指すべき、その人の生活を支える「在宅におけるケア」等の実践について、介護職がどのような環境で、どのような形で、どのような仕事を行うのか、具体的イメージを持って実感し、以降の研修に実践的に取り組めるようになる。
-----	--

②内容例

指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修課程全体(130時間)の構成と各研修科目(10科目)相互の関連性の全体像をあらかじめイメージできるようにし、学習内容を体系的に整理して知識を効率的・効果的に学習できるような素地の形成を促す。</li> <li>視聴覚教材等を工夫するとともに、必要に応じて見学を組み合わせるなど、介護職が働く現場や仕事の内容を、出来る限り具体的に理解させる。</li> </ul>
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>多様なサービスの理解             <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険サービス(居宅、施設)、○介護保険外サービス</li> </ul> </li> <li>介護職の仕事内容や働く現場の理解             <ul style="list-style-type: none"> <li>○居宅、施設の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容</li> <li>○居宅、施設の実際のサービス提供現場の具体的イメージ (視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等)</li> <li>○ケアプランの位置付けに始まるサービスの提供に至るまでの一連の業務の流れとチームアプローチ・他職種、介護保険外サービスを含めた地域の社会資源との連携</li> </ul> </li> </ol>

(2) から (8) まで改正項目ないため省略

(9) ころとからだのしくみと生活支援技術 (7.5時間)

<展開例>

基本知識の学習の後に、生活支援技術等の学習を行い、最後に事例に基づく総合的な演習を行う。概ね次のような展開が考えられる。

**基本知識の学習**・・・10-13時間程度

- 「1. 介護の基本的な考え方」
- 「2. 介護に関するころのしくみの基礎的理解」
- 「3. 介護に関するからだのしくみの基礎的理解」

**生活支援技術の講義・演習**・・・50-55時間程度

- 「4. 生活と家事」

改正後（新）	改正前（旧）				
<p>「5. 快適な居住環境整備と介護」  「6. 整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」  「7. 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」  「8. 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」  「9. 入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」  「10. 排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」  「11. 睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」  「12. 死にゆく人に関連したところとからだのしくみと終末期介護」  <b>ハ 生活支援技術演習</b>・・・10－12時間程度</p> <p>「13. 介護過程の基礎的理解」  「14. 総合生活支援技術演習」</p> <p>&lt;内容&gt;  ①到達目標・評価の基準</p> <table border="1" data-bbox="270 877 1397 1058"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">ね ら い</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識を習得し、安全な介護サービスの提供方法等を理解し、基礎的な一部又は全介助等の介護が実施できる。</li> <li>尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。</li> </ul> </td> </tr> </table>	ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識を習得し、安全な介護サービスの提供方法等を理解し、基礎的な一部又は全介助等の介護が実施できる。</li> <li>尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。</li> </ul>	<p>「5. 快適な居住環境整備と介護」  「6. 整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」  「7. 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」  「8. 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」  「9. 入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」  「10. 排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」  「11. 睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」  「12. 死にゆく人に関連したところとからだのしくみと終末期介護」  <b>生活支援技術演習</b>・・・10－12時間程度</p> <p>「13. 介護過程の基礎的理解」  「14. 総合生活支援技術演習」</p> <p>&lt;内容&gt;  ①到達目標・評価の基準</p> <table border="1" data-bbox="1614 877 2742 1058"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">ね ら い</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識を習得し、安全な介護サービスの提供方法等を理解し、基礎的な一部又は全介助等の介護が実施できる。</li> <li>尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。</li> </ul> </td> </tr> </table>	ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識を習得し、安全な介護サービスの提供方法等を理解し、基礎的な一部又は全介助等の介護が実施できる。</li> <li>尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。</li> </ul>
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識を習得し、安全な介護サービスの提供方法等を理解し、基礎的な一部又は全介助等の介護が実施できる。</li> <li>尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。</li> </ul>				
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識を習得し、安全な介護サービスの提供方法等を理解し、基礎的な一部又は全介助等の介護が実施できる。</li> <li>尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。</li> </ul>				

改正後（新）		改正前（旧）	
修了時の評価ポイント	<p>9-① 主だった状態像の高齢者の生活の様子をイメージでき、要介護度等に応じた在宅・施設等それぞれの場面における高齢者の生活について列挙できる。</p> <p>9-② 要介護度や健康状態の変化に沿った基本的な介護技術の原則（方法、留意点、その根拠等）について概説でき、生活の中の介護予防、及び介護予防プログラムによる機能低下の予防の考え方や方法を列挙できる。</p> <p>9-③ 利用者の身体の状況に合わせた介護、環境整備についてポイントを列挙できる。</p> <p>9-④ 人の記憶の構造や意欲等を支援と結びつけて概説できる。</p> <p>9-⑤ 人体の構造や機能が列挙でき、何故行動が起こるのかを概説できる。</p> <p>9-⑥ 家事援助の機能と基本原則について列挙できる。</p> <p>9-⑦ 装うことや整容の意義について解説でき、指示や根拠に基づいて部分的な介護を行うことができる。</p> <p>9-⑧ 体位変換と移動・移乗の意味と関連する用具・機器やさまざまな車いす、杖などの基本的使用方法を概説でき、体位変換と移動・移乗に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。</p> <p>9-⑨ 食事の意味と食事を取り巻く環境整備の方法が列挙でき、食事に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。</p> <p>9-⑩ 入浴や清潔の意味と入浴を取り巻く環境整備や入浴に関連した用具を列挙でき、入浴に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。</p> <p>9-⑪ 排泄の意味と排泄を取り巻く環境整備や関連した用具を列挙でき、排泄に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。</p> <p>9-⑫ 睡眠の意味と睡眠を取り巻く環境整備や関連した用具を列挙でき、睡眠に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。</p> <p>9-⑬ ターミナルケアの考え方、対応のしかた・留意点、本人・家族への説明と了解、介護職の役割や他の職種との連携（ボランティアを含む）について、列挙できる。</p>	修了時の評価ポイント	<p>9-① 主だった状態像の高齢者の生活の様子をイメージでき、要介護度等に応じた在宅・施設等それぞれの場面における高齢者の生活について列挙できる。</p> <p>9-② 要介護度や健康状態の変化に沿った基本的な介護技術の原則（方法、留意点、その根拠等）について概説でき、生活の中の介護予防、及び介護予防プログラムによる機能低下の予防の考え方や方法を列挙できる。</p> <p>9-③ 利用者の身体の状況に合わせた介護、環境整備についてポイントを列挙できる。</p> <p>9-④ 人の記憶の構造や意欲等を支援と結びつけて概説できる。</p> <p>9-⑤ 人体の構造や機能が列挙でき、何故行動が起こるのかを概説できる。</p> <p>9-⑥ 家事援助の機能と基本原則について列挙できる。</p> <p>9-⑦ 装うことや整容の意義について解説でき、指示や根拠に基づいて部分的な介護を行うことができる。</p> <p>9-⑧ 体位変換と移動・移乗の意味と関連する用具・機器やさまざまな車いす、杖などの基本的使用方法を概説でき、体位変換と移動・移乗に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。</p> <p>9-⑨ 食事の意味と食事を取り巻く環境整備の方法が列挙でき、食事に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。</p> <p>9-⑩ 入浴や清潔の意味と入浴を取り巻く環境整備や入浴に関連した用具を列挙でき、入浴に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。</p> <p>9-⑪ 排泄の意味と排泄を取り巻く環境整備や関連した用具を列挙でき、排泄に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。</p> <p>9-⑫ 睡眠の意味と睡眠を取り巻く環境整備や関連した用具を列挙でき、睡眠に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。</p> <p>9-⑬ ターミナルケアの考え方、対応のしかた・留意点、本人・家族への説明と了解、介護職の役割や他の職種との連携（ボランティアを含む）について、列挙できる。</p>
②内容例	<p>・介護実践に必要なこととからだのしくみの基礎的な知識を、介護の流れを示しながら、視聴覚教材や模型を使って理解させ、具体的な身体の各部の名称や機能等が列挙できるように促す。</p> <p>・サービスの提供例の紹介等を活用し、利用者にとっての生活の充足を提供し、かつ、不満足を感じさせない技術が必要となることへの理解を促す。</p> <p>・例えば「食事の介護技術」は「食事という生活の支援」と捉え、その生活を支える技術の根拠を身近に理解出来るよう促す。さらに、その利用者が満足する食事が提供したいと思う意欲を引き出す。他の生活場面でも同様とする。</p> <p>・「死」に向かう生の充実と尊厳ある死について考えることができるように、身近な素材からの気づきを促す。</p>	②内容例	<p>・介護実践に必要なこととからだのしくみの基礎的な知識を、介護の流れを示しながら、視聴覚教材や模型を使って理解させ、具体的な身体の各部の名称や機能等が列挙できるように促す。</p> <p>・サービスの提供例の紹介等を活用し、利用者にとっての生活の充足を提供し、かつ、不満足を感じさせない技術が必要となることへの理解を促す。</p> <p>・例えば「食事の介護技術」は「食事という生活の支援」と捉え、その生活を支える技術の根拠を身近に理解出来るよう促す。さらに、その利用者が満足する食事が提供したいと思う意欲を引き出す。他の生活場面でも同様とする。</p> <p>・「死」に向かう生の充実と尊厳ある死について考えることができるように、身近な素材からの気づきを促す。</p>
指導の視点		指導の視点	

改正後（新）		改正前（旧）	
内 容	<p>&lt;Ⅰ 基本知識の学習・・・10～13時間程度&gt;</p> <p>1. 介護の基本的な考え方 ○理論に基づく介護（ICFの視点に基づく生活支援、我流介護の排除）、○法的根拠に基づく介護</p> <p>2. 介護に関するこころのしくみの基礎的理解 ○学習と記憶の基礎知識、○感情と意欲の基礎知識、○自己概念と生きがい、○老化や障害を受け入れる適応行動とその阻害要因、○こころの持ち方が行動に与える影響、○からだの状態がこころに与える影響</p> <p>3. 介護に関するからだのしくみの基礎的理解 ○人体の各部の名称と動きに関する基礎知識、○骨・関節・筋に関する基礎知識、ボディメカニクスの活用、○中枢神経系と体性神経に関する基礎知識、○自律神経と内部器官に関する基礎知識、○こころとからだを一体的に捉える、○利用者の様子の普段との違いに気づく視点</p> <p>&lt;Ⅱ 生活支援技術の学習・・・50～55時間程度&gt;</p> <p>4. 生活と家事 家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援 ○生活歴、○自立支援、○予防的な対応、○主体性・能動性を引き出す、○多様な生活習慣、○価値観</p> <p>5. 快適な居住環境整備と介護 快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障害者特有の居住環境整備と福祉用具に関する留意点と支援方法 ○家庭内に多い事故、○バリアフリー、○住宅改修、○福祉用具貸与</p> <p>6. 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 整容に関する基礎知識、整容の支援技術 ○身体状況に合わせた衣服の選択、着脱、○身じたく、○整容行動、○洗面の意義・効果</p> <p>7. 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 移動・移乗に関する基礎知識、さまざまな移動・移乗に関する用具とその活用方法、利用者・介助者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するこころとからだの要因の理解と支援方法、移動と社会参加の留意点と支援 ○利用者と介護者の双方が安全で安楽な方法、○利用者の自然な動きの活用、○残存能力の活用・自立支援、○重心・重力の働きの理解、○ボディメカニクスの基本原理、○移乗介助の具体的な方法（車いすへの移乗の具体的な方法、全面介助でのベッド・車いす間の移乗、全面介助での車いす・洋式トイレ間の移乗）、○移動介助（車いす・歩行器・つえ等）、○褥瘡予防</p>	内 容	<p>&lt;Ⅰ 基本知識の学習・・・10～13時間程度&gt;</p> <p>1. 介護の基本的な考え方 ○理論に基づく介護（ICFの視点に基づく生活支援、我流介護の排除）、○法的根拠に基づく介護</p> <p>2. 介護に関するこころのしくみの基礎的理解 ○学習と記憶の基礎知識、○感情と意欲の基礎知識、○自己概念と生きがい、○老化や障害を受け入れる適応行動とその阻害要因、○こころの持ち方が行動に与える影響、○からだの状態がこころに与える影響</p> <p>3. 介護に関するからだのしくみの基礎的理解 ○人体の各部の名称と動きに関する基礎知識、○骨・関節・筋に関する基礎知識、ボディメカニクスの活用、○中枢神経系と体性神経に関する基礎知識、○自律神経と内部器官に関する基礎知識、○こころとからだを一体的に捉える、○利用者の様子の普段との違いに気づく視点</p> <p>&lt;Ⅱ 生活支援技術の学習・・・50～55時間程度&gt;</p> <p>4. 生活と家事 家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援 ○生活歴、○自立支援、○予防的な対応、○主体性・能動性を引き出す、○多様な生活習慣、○価値観</p> <p>5. 快適な居住環境整備と介護 快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障害者特有の居住環境整備と福祉用具に関する留意点と支援方法 ○家庭内に多い事故、○バリアフリー、○住宅改修、○福祉用具貸与</p> <p>6. 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 整容に関する基礎知識、整容の支援技術 ○身体状況に合わせた衣服の選択、着脱、○身じたく、○整容行動、○洗面の意義・効果</p> <p>7. 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 移動・移乗に関する基礎知識、さまざまな移動・移乗に関する用具とその活用方法、利用者・介助者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するこころとからだの要因の理解と支援方法、移動と社会参加の留意点と支援 ○利用者と介護者の双方が安全で安楽な方法、○利用者の自然な動きの活用、○残存能力の活用・自立支援、○重心・重力の働きの理解、○ボディメカニクスの基本原理、○移乗介助の具体的な方法（車いすへの移乗の具体的な方法、全面介助でのベッド・車いす間の移乗、全面介助での車いす・洋式トイレ間の移乗）、○移動介助（車いす・歩行器・つえ等）、○褥瘡予防</p>

改正後 (新)		改正前 (旧)	
内 容	<p>8. 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 食事に関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と支援 ○食事をする意味、○食事のケアに対する介護者の意識、○低栄養の弊害、○脱水の弊害、○食事と姿勢、○咀嚼・嚥下のメカニズム、○空腹感、○満腹感、○好み、○食事の環境整備（時間・場所等）、○食事に関した福祉用具の活用と介助方法、○口腔ケアの定義、○誤嚥性肺炎の予防</p> <p>9. 入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 入浴、清潔保持に関連した基礎知識、さまざまな入浴用具と整容用具の活用方法、楽しい入浴を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法 ○羞恥心や遠慮への配慮、○体調の確認、○全身清拭（身体状況の確認、室内環境の調整、使用物品の準備と使用方法、全身の拭き方、身体の支え方）、○目・鼻腔・耳・爪の清潔方法、○陰部清浄（臥床状態での方法）、○足浴・手浴・洗髪</p> <p>10. 排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 排泄に関する基礎知識、さまざまな排泄環境整備と排泄用具の活用方法、爽やかな排泄を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法 ○排泄とは、○身体面（生理面）での意味、○心理面での意味、○社会的な意味、○プライド・羞恥心、○プライバシーの確保、○おむつは最後の手段／おむつ使用の弊害、○排泄障害が日常生活上に及ぼす影響、○排泄ケアを受けることで生じる心理的な負担・尊厳や生きる意欲との関連、○一部介助を要する利用者のトイレ介助の具体的方法、○便秘の予防（水分の摂取量保持、食事内容の工夫／繊維質の食物を多く取り入れる、腹部マッサージ）</p> <p>11. 睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 睡眠に関する基礎知識、さまざまな睡眠環境と用具の活用方法、快い睡眠を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法 ○安眠のための介護の工夫、○環境の整備（温度や湿度、光、音、よく眠るための寝室）、○安楽な姿勢・褥瘡予防</p> <p>12. 死にゆく人に関連したところとからだのしくみと終末期介護 終末期に関する基礎知識とところとからだのしくみ、生から死への過程、「死」に向き合うところの理解、苦痛の少ない死への支援 ○終末期ケアとは、○高齢者の死に至る過程（高齢者の自然死（老衰）、癌死）、○臨終が近づいたときの兆候と介護、○介護従事者の基本的態度、○多職種間の情報共有の必要性 ※ 「Ⅰ 生活支援技術の学習」においては、総時間の概ね5～6割を技術演習に充てることとし、その他の時間は、個々の技術に関連したところとからだのしくみ等の根拠の学習及び技術についての講義等に充てること。</p>	内 容	<p>8. 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 食事に関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と支援 ○食事をする意味、○食事のケアに対する介護者の意識、○低栄養の弊害、○脱水の弊害、○食事と姿勢、○咀嚼・嚥下のメカニズム、○空腹感、○満腹感、○好み、○食事の環境整備（時間・場所等）、○食事に関した福祉用具の活用と介助方法、○口腔ケアの定義、○誤嚥性肺炎の予防</p> <p>9. 入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 入浴、清潔保持に関連した基礎知識、さまざまな入浴用具と整容用具の活用方法、楽しい入浴を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法 ○羞恥心や遠慮への配慮、○体調の確認、○全身清拭（身体状況の確認、室内環境の調整、使用物品の準備と使用方法、全身の拭き方、身体の支え方）、○目・鼻腔・耳・爪の清潔方法、○陰部清浄（臥床状態での方法）、○足浴・手浴・洗髪</p> <p>10. 排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 排泄に関する基礎知識、さまざまな排泄環境整備と排泄用具の活用方法、爽やかな排泄を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法 ○排泄とは、○身体面（生理面）での意味、○心理面での意味、○社会的な意味、○プライド・羞恥心、○プライバシーの確保、○おむつは最後の手段／おむつ使用の弊害、○排泄障害が日常生活上に及ぼす影響、○排泄ケアを受けることで生じる心理的な負担・尊厳や生きる意欲との関連、○一部介助を要する利用者のトイレ介助の具体的方法、○便秘の予防（水分の摂取量保持、食事内容の工夫／繊維質の食物を多く取り入れる、腹部マッサージ）</p> <p>11. 睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 睡眠に関する基礎知識、さまざまな睡眠環境と用具の活用方法、快い睡眠を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法 ○安眠のための介護の工夫、○環境の整備（温度や湿度、光、音、よく眠るための寝室）、○安楽な姿勢・褥瘡予防</p> <p>12. 死にゆく人に関連したところとからだのしくみと終末期介護 終末期に関する基礎知識とところとからだのしくみ、生から死への過程、「死」に向き合うところの理解、苦痛の少ない死への支援 ○終末期ケアとは、○高齢者の死に至る過程（高齢者の自然死（老衰）、癌死）、○臨終が近づいたときの兆候と介護、○介護従事者の基本的態度、○多職種間の情報共有の必要性 ※ 「Ⅱ 生活支援技術の学習」においては、総時間の概ね5～6割を技術演習に充てることとし、その他の時間は、個々の技術に関連したところとからだのしくみ等の根拠の学習及び技術についての講義等に充てること。</p>

内 容	<p>&lt;△ 生活支援技術演習…10～12時間程度&gt;</p> <p>13. 介護過程の基礎的理解 ○介護過程の目的・意義・展開、○介護過程とチームアプローチ</p> <p>14. 総合生活支援技術演習 (事例による展開) 生活の各場面での介護について、ある状態像の利用者を想定し、一連の生活支援を提供する流れの理解と技術の習得、利用者の心身の状況にあわせた介護を提供する視点の習得を目指す。 ○事例の提示→こころとからだの力が発揮できない要因の分析→適切な支援技術の検討→支援技術演習→支援技術の課題(1事例1.5時間程度で上のサイクルを実施する) ○事例は高齢(要支援2程度、認知症、片麻痺、座位保持不可)から2事例を選択して実施 ※ <u>本項目</u>の6～11の内容においても、「14. 総合生活支援技術演習」で選択する高齢の2事例と同じ事例を共通して用い、その支援技術を適用する考え方の理解と技術の習得を促すことが望ましい。 ※ <u>本項目</u>の6～11の内容における各技術の演習及び「14. 総合生活支援技術演習」においては、一連の演習を通して受講者の技術度合いの評価(介護技術を適用する各手順のチェックリスト形式による確認等)を行うことが望ましい。</p>
--------	---

(10) は改正項目ないため省略

内 容	<p>&lt;Ⅲ 生活支援技術演習…10～12時間程度&gt;</p> <p>13. 介護過程の基礎的理解 ○介護過程の目的・意義・展開、○介護過程とチームアプローチ</p> <p>14. 総合生活支援技術演習 (事例による展開) 生活の各場面での介護について、ある状態像の利用者を想定し、一連の生活支援を提供する流れの理解と技術の習得、利用者の心身の状況にあわせた介護を提供する視点の習得を目指す。 ○事例の提示→こころとからだの力が発揮できない要因の分析→適切な支援技術の検討→支援技術演習→支援技術の課題(1事例1.5時間程度で上のサイクルを実施する) ○事例は高齢(要支援2程度、認知症、片麻痺、座位保持不可)から2事例を選択して実施 ※ <u>本科目</u>の6～11の内容においても、「14. 総合生活支援技術演習」で選択する高齢の2事例と同じ事例を共通して用い、その支援技術を適用する考え方の理解と技術の習得を促すことが望ましい。 ※ <u>本科目</u>の6～11の内容における各技術の演習及び「14. 総合生活支援技術演習」においては、一連の演習を通して受講者の技術度合いの評価(介護技術を適用する各手順のチェックリスト形式による確認等)を行うことが望ましい。</p>
--------	---

(10) は改正項目ないため省略

(別紙3)

通信形式で実施できる項目ごとの上限時間と各項目の総時間数  
(介護職員初任者研修課程)

項目	通信形式で 実施できる 上限時間	総時間数
1 職務の理解	—	6時間
2 介護における尊厳の保持・自立支援	7.5時間	9時間
3 介護の基本	3時間	6時間
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	7.5時間	9時間
5 介護におけるコミュニケーション技術	3時間	6時間
6 老化の理解	3時間	6時間
7 認知症の理解	3時間	6時間
8 障害の理解	1.5時間	3時間
9 心とからだのしくみと生活支援技術	12時間	75時間
10 振り返り	—	4時間
合計	40.5時間	130時間

別紙4は改正項目ないため省略

(別紙3)

通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間数  
(介護職員初任者研修課程)

科目	通信形式で 実施できる 上限時間	総時間数
1 職務の理解	—	6時間
2 介護における尊厳の保持・自立支援	7.5時間	9時間
3 介護の基本	3時間	6時間
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	7.5時間	9時間
5 介護におけるコミュニケーション技術	3時間	6時間
6 老化の理解	3時間	6時間
7 認知症の理解	3時間	6時間
8 障害の理解	1.5時間	3時間
9 心とからだのしくみと生活支援技術	12時間	75時間
10 振り返り	—	4時間
合計	40.5時間	130時間

別紙4は改正項目ないため省略

(別紙5)

介護職員初任者研修課程 講師要件一覧

科目	講師の要件 <small>(注3)</small>	求められる能力 <small>(注2)</small>
<b>1 職務の理解 (6時間)</b>		
(1) 多様なサービスの理解	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者)	○研修全体の構成・各研修科目相互の関連性に関する知識
(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解	⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥ <u>社会福祉施設に勤務する職員</u> (施設長又は管理者、主任指導員等) ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他当該分野に精通している者 <small>(注1)</small>	○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識 ○介護に関わる専門職種の仕事内容の知識 ○介護業務に関する実務経験
<b>2 介護における尊厳の保持・自立支援 (9時間)</b>		
(1) 人権と尊厳を支える介護	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者)	○尊厳を支えるケアや生活支援の在り方等の知識 ○虐待防止、権利擁護、成年後見人制度等の知識 ○自立支援や重度化防止の視点に立脚した介護方法論
(2) 自立に向けた介護	⑦介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧社会福祉士 ( (1) 人権と尊厳を支える介護のみ) ⑨その他当該分野に精通している者 <small>(注1)</small>	
<b>3 介護の基本 (6時間)</b>		
(1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者)	○介護職の業務内容に関する知識 ○チームケアに関する知識
(2) 介護職の職業倫理	④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤ <u>社会福祉施設に勤務する職員</u> (施設長又は管理者、主任指導員等)	○介護職の職業人としての倫理・自己管理の知識
(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント	⑥介護施設等で働いている又は在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者)	○介護サービスに伴うリスクマネジメントに関する知識
(4) 介護職の安全	⑦介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他当該分野に精通している者 <small>(注1)</small>	○介護職の健康管理に関する知識

別紙5

介護員養成研修 (初任者研修) 講師要件一覧

科目	講師の要件 <small>(注3)</small>	求められる能力 <small>(注2)</small>
<b>1 職務の理解 (6時間)</b>		
(1) 多様なサービスの理解	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者)	○研修全体の構成・各研修科目相互の関連性に関する知識
(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解	⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥ <u>当該社会福祉施設に勤務する職員</u> (施設長又は管理者、主任指導員等) ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他当該分野に精通している者 <small>(注1)</small>	○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識 ○介護に関わる専門職種の仕事内容の知識 ○介護業務に関する実務経験
<b>2 介護における尊厳の保持・自立支援 (9時間)</b>		
(1) 人権と尊厳を支える介護	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者)	○尊厳を支えるケアや生活支援の在り方等の知識 ○虐待防止、権利擁護、成年後見人制度等の知識 ○自立支援や重度化防止の視点に立脚した介護方法論
(2) 自立に向けた介護	⑦介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧社会福祉士 ( (1) 人権と尊厳を支える介護のみ) ⑨その他当該分野に精通している者 <small>(注1)</small>	
<b>3 介護の基本 (6時間)</b>		
(1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者)	○介護職の業務内容に関する知識 ○チームケアに関する知識
(2) 介護職の職業倫理	④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤ <u>当該社会福祉施設に勤務する職員</u> (施設長又は管理者、主任指導員等)	○介護職の職業人としての倫理・自己管理の知識
(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント	⑥介護施設等で働いている又は在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者)	○介護サービスに伴うリスクマネジメントに関する知識
(4) 介護職の安全	⑦介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他当該分野に精通している者 <small>(注1)</small>	○介護職の健康管理に関する知識

改正後 (新)

改正前 (旧)

科目	講師の要件 <small>(注3)</small>	求められる能力 <small>(注2)</small>
<b>4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (9時間)</b>		
(1) 介護保険制度	①社会福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②社会福祉施設に勤務する職員 〔施設長又は管理者、主任指導員等〕 ③当該科目を担当する現職の行政職員 ④介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑤その他当該分野に精通している者 <small>(注1)</small>	○各法に関する知識及び制度とサービスについての詳細な知識 ○特に、介護保険法、障害者総合支援法を中心とした最近の動向 (制度とサービスに関する歴史を含む。) 及びサービス利用に関する知識 ○各地域の制度・サービス現状の知識
(3) 障害福祉制度及びその他制度		
(2) 医療との連携とリハビリテーション	①理学療法士 (3年以上の実務経験を有する者) ②作業療法士 (3年以上の実務経験を有する者) ③言語聴覚士 (3年以上の実務経験を有する者) ④リハビリテーションを専門とする医師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤訪問診療を行っている医師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥介護・福祉・リハビリ系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑦その他当該分野に精通している者 <small>(注1)</small>	○リハビリテーション医療の知識 ○医療・看護と連携した介護方法論 ○リハビリテーションの地域連携に関する知識
<b>5 介護におけるコミュニケーション技術 (6時間)</b>		
(1) 介護におけるコミュニケーション	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、臨床心理士、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ⑦介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他当該分野に精通している者 <small>(注1)</small>	○コミュニケーション技術に関する知識 ○高齢者、障害者 (児) の心理に関する知識 ○介護に関わる専門職種の職務内容の知識 ○チームケアに関する知識 ○介護業務に関する実務経験
(2) 介護におけるチームのコミュニケーション	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥介護支援専門員 (3年以上の実務経験を有する者) ⑦介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他当該分野に精通している者 <small>(注1)</small>	

科目	講師の要件	求められる能力 <small>(注2)</small>
<b>4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (9時間)</b>		
(1) 介護保険制度	①社会福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②当該社会福祉施設に勤務する職員 〔施設長又は管理者、主任指導員等〕 ③当該科目を担当する現職の行政職員 ④介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑤その他当該分野に精通している者 <small>(注1)</small>	○各法に関する知識及び制度とサービスについての詳細な知識 ○特に、介護保険法、障害者総合支援法を中心とした最近の動向 (制度とサービスに関する歴史を含む。) 及びサービス利用に関する知識 ○各地域の制度・サービス現状の知識
(2) 障害福祉制度及びその他制度		
(3) 医療との連携とリハビリテーション	①理学療法士 (3年以上の実務経験を有する者) ②作業療法士 (3年以上の実務経験を有する者) ③言語聴覚士 (3年以上の実務経験を有する者) ④リハビリテーションを専門とする医師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤訪問診療を行っている医師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥介護・福祉・リハビリ系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑦その他当該分野に精通している者 <small>(注1)</small>	○リハビリテーション医療の知識 ○医療・看護と連携した介護方法論 ○リハビリテーションの地域連携に関する知識
<b>5 介護におけるコミュニケーション技術 (6時間)</b>		
(1) 介護におけるコミュニケーション	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、臨床心理士、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ⑦介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他当該分野に精通している者 <small>(注1)</small>	○コミュニケーション技術に関する知識 ○高齢者、障害者 (児) の心理に関する知識 ○介護に関わる専門職種の職務内容の知識 ○チームケアに関する知識 ○介護業務に関する実務経験
(2) 介護におけるチームのコミュニケーション	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥介護支援専門員 (3年以上の実務経験を有する者) ⑦介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他当該分野に精通している者 <small>(注1)</small>	

改正後 (新)			改正前 (旧)		
科目	講師の要件 (注3)	求められる能力 (注2)	科目	講師の要件	求められる能力 (注2)
<b>6 老化の理解 (6時間)</b>			<b>6 老化の理解 (6時間)</b>		
(1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥医師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑦介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他当該分野に精通している者	○加齢と老化に伴う心身の変化、障害、疾病に関する知識  ○具体的な介護や生活援助事例に基づく医学的知識  ○高齢者の心理に関する知識	(1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥医師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑦介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他当該分野に精通している者	○加齢と老化に伴う心身の変化、障害、疾病に関する知識  ○具体的な介護や生活援助事例に基づく医学的知識  ○高齢者の心理に関する知識
(2) 高齢者と健康	①医師 (3年以上の実務経験を有する者) ②看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ③医学・看護系大学の学部・学科の教員 ④その他当該分野に精通している者 (注1)		(2) 高齢者と健康	①医師 (3年以上の実務経験を有する者) ②看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ③医学・看護系大学の学部・学科の教員 ④その他当該分野に精通している者 (注1)	
<b>7 認知症の理解 (6時間)</b>			<b>7 認知症の理解 (6時間)</b>		
(1) 認知症を取り巻く状況	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ⑦認知症介護実践者研修修了者 ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他当該分野に精通している者 (注1)	○認知症の病理・行動の知識  ○認知症利用者への介護の原則の知識  ○具体的な介護や生活援助事例に基づく医学的知識  ○認知症を持つ利用者の心理に関する知識  ○認知症を持つ利用者の家族の生活実態と心理に関する知識	(1) 認知症を取り巻く状況	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ⑦認知症介護実践者研修修了者 ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他当該分野に精通している者 (注1)	○認知症の病理・行動の知識  ○認知症利用者への介護の原則の知識  ○具体的な介護や生活援助事例に基づく医学的知識  ○認知症を持つ利用者の心理に関する知識  ○認知症を持つ利用者の家族の生活実態と心理に関する知識
(2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	①医師 (3年以上の実務経験を有する者) ②看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ③医学・看護系大学の学部・学科の教員 ④その他当該分野に精通している者 (注1)		(2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	①医師 (3年以上の実務経験を有する者) ②看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ③医学・看護系大学の学部・学科の教員 ④その他当該分野に精通している者 (注1)	
(3) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ⑦認知症介護実践者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他当該分野に精通している者 (注1)		(3) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ⑦認知症介護実践者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他当該分野に精通している者 (注1)	
(4) 家族への支援	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ⑦認知症介護実践者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他当該分野に精通している者 (注1)		(4) 家族への支援	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ⑦認知症介護実践者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他当該分野に精通している者 (注1)	

改正後(新)

改正前(旧)

科目	講師の要件 <small>(注3)</small>	求められる能力 <small>(注2)</small>
<b>8 障害の理解 (3時間)</b>		
(1) 障害の基礎的理解	①医師 (3年以上の実務経験を有する者) ②看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者)	○介護における障害の概念とICFの知識 ○障害者福祉に関する知識 ○高齢者の介護との違いを踏まえた障害に関する知識 ○生活者支援の視点に立脚した介護方法論の知識 ○家族の生活実態と心理に関する知識
(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識	③医学・看護系大学の学部・学科の教員 ④その他当該分野に精通している者 <small>(注1)</small>	
(3) 家族の心理、かかわり支援の理解	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②社会福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ③介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤訪問介護員(ヘルパー)養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している臨床心理士、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ⑧介護・福祉・医学(心理系を含む)・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目又は当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他当該分野に精通している者 <small>(注1)</small>	
<b>9 こころとからだのしくみと生活支援技術 <small>(注9)</small></b>		
(1) 介護の基本的な考え方	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者)	○演習を指導する技術 ○介護業務に関する実務経験 ○生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ○心身機能の低下に沿った自立支援の視点に立脚した介護技術 ○自らの介護事例 ○障害・疾病に関する知識 ○介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識 ○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識 ○家事援助の機能と基本原則の知識 ○住宅及び住宅改造に関する知識 ○福祉用具に関する最新の知識及び技術 ○栄養・調理・被服等家政に関する知識 ○ターミナルケアに関する知識 ○介護業務に関する実務経験
(2) 介護に関するこころのしくみの基礎的理解	④訪問介護員(ヘルパー)養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者)	
(3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解	⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目又は当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑦作業療法士、医師、福祉住環境コーディネーター、福祉用具専門相談員(「快適な居住環境整備と介護」のみ) (3年以上の実務経験を有する者)	
(4) 生活と家事	⑧理学療法士(「快適な居住環境整備と介護」及び「移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」のみ) (3年以上の実務経験を有する者)	
(5) 快適な居住環境整備と介護	⑨栄養士(「食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」の中の食事及び栄養に関する分野のみ) (3年以上の実務経験を有する者)	
(6) 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	⑩歯科医師、歯科衛生士(「食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」の中の口腔ケアに関する分野のみ) (3年以上の実務経験を有する者)	
(7) 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	⑪その他当該分野に精通している者 <small>(注1)</small>	
(8) 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護		
(9) 入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護		

科目	講師の要件 <small>(注3)</small>	求められる能力 <small>(注2)</small>
<b>8 障害の理解 (3時間)</b>		
(1) 障害の基礎的理解	①医師 (3年以上の実務経験を有する者) ②看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者)	○介護における障害の概念とICFの知識 ○障害者福祉に関する知識 ○高齢者の介護との違いを踏まえた障害に関する知識 ○生活者支援の視点に立脚した介護方法論の知識 ○家族の生活実態と心理に関する知識
(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識	③医学・看護系大学の学部・学科の教員 ④その他当該分野に精通している者 <small>(注1)</small>	
(3) 家族の心理、かかわり支援の理解	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②社会福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ③介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤訪問介護員(ヘルパー)養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している臨床心理士、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ⑧介護・福祉・医学(心理系を含む)・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目又は当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他当該分野に精通している者 <small>(注1)</small>	
<b>9 こころとからだのしくみと生活支援技術 <small>(注9)</small></b>		
(1) 介護の基本的な考え方	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者)	○演習を指導する技術 ○介護業務に関する実務経験 ○生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ○心身機能の低下に沿った自立支援の視点に立脚した介護技術 ○自らの介護事例 ○障害・疾病に関する知識 ○介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識 ○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識 ○家事援助の機能と基本原則の知識 ○住宅及び住宅改造に関する知識 ○福祉用具に関する最新の知識及び技術 ○栄養・調理・被服等家政に関する知識 ○ターミナルケアに関する知識 ○介護業務に関する実務経験
(2) 介護に関するこころのしくみの基礎的理解	④訪問介護員(ヘルパー)養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者)	
(3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解	⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目又は当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑦作業療法士、医師、福祉住環境コーディネーター、福祉用具専門相談員(「快適な居住環境整備と介護」のみ) (3年以上の実務経験を有する者)	
(4) 生活と家事	⑧理学療法士(「快適な居住環境整備と介護」及び「移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」のみ) (3年以上の実務経験を有する者)	
(5) 快適な居住環境整備と介護	⑨栄養士(「食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」の中の食事及び栄養に関する分野のみ) (3年以上の実務経験を有する者)	
(6) 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	⑩歯科医師、歯科衛生士(「食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」の中の口腔ケアに関する分野のみ) (3年以上の実務経験を有する者)	
(7) 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	⑪その他当該分野に精通している者 <small>(注1)</small>	
(8) 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護		
(9) 入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護		

改正後 (新)

科目	講師の要件 <sup>(注3)</sup>	求められる能力 <sup>(注2)</sup>
(10) 排泄に関連した こととからだのしくみと自立 に向けた介護	(前頁に記載)	(前頁に記載)
(11) 睡眠に関連した こととからだのしくみと自立 に向けた介護		
(12) 死にゆく人に関 連したこととからだのしくみ と終末期介護		
(13) 介護過程の基礎 的理解		
(14) 総合生活支援技術 演習		
<b>10 振り返り (4時間)</b>		
(1) 振り返り	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者)	○研修全体の構成・各研修 科目相互の関連性に関する 知識 ○保健・医療・福祉の制度と サービスについての具体的 な知識 ○介護業務に関する実務経 験
(2) 就業への備えと研 修修了後における 継続的な研修	④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実 務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護 師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥社会福祉施設に勤務する職員 [施設長又は管理者、主任指導員 等] ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精 神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で 当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他当該分野に精通している者 <sup>(注1)</sup>	

(注1) 原則として、講師は「講師の要件」に該当する職にある者又は資格保有者とする。ただし、「その他当該分野に精通している者」を講師として申請する場合は、その経歴及び業績が講師として適当であることを説明した理由書を提出すること。

(注2) 「求められる能力」とは、知識に関しては受講者の質問に対し的確に回答ができ、技術に関しては受講者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

(注3) 講師要件に係る資格に、3年以上の実務経験を有する者となっている場合は、当該業務に従事していた時期は、過去5年以内であることが望ましい。

別紙6は改正項目ないため省略

改正前 (旧)

科目	講師の要件	求められる能力 <sup>(注2)</sup>
(10) 排泄に関連したこ ととからだのしくみ と自立に向けた介護	(前頁に記載)	(前頁に記載)
(11) 睡眠に関したこ ととからだのしくみ と自立に向けた介護		
(12) 死にゆく人に関 したこととからだの しくみと終末期介護		
(13) 介護過程の基礎 的理解		
(14) 総合生活支援技術 演習		
<b>10 振り返り (4時間)</b>		
(1) 振り返り	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者)	○研修全体の構成・各研修 科目相互の関連性に関する 知識 ○保健・医療・福祉の制度と サービスについての具体的 な知識 ○介護業務に関する実務経 験
(2) 就業への備えと研 修修了後における 継続的な研修	④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実 務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護 師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥当該社会福祉施設に勤務する職員 [施設長又は管理者、主任指 導員等] ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精 神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で 当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他当該分野に精通している者 <sup>(注1)</sup>	

(注1) 原則として、講師は「講師の要件」に該当する職にある者又は資格保有者とする。ただし、「その他当該分野に精通している者」を講師として申請する場合は、その経歴及び業績が講師として適当であることを説明した理由書を提出すること。

(注2) 「求められる能力」とは、知識に関しては受講者の質問に対し的確に回答ができ、技術に関しては受講者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

(注3) 講師要件に係る資格に、3年以上の実務経験を有する者となっている場合は、当該業務に従事していた時期は、過去5年以内であることが望ましい。

別紙6は改正項目ないため省略

[別紙 7]

改正後(新)

宮城介護第 号  
修了証明書

氏 名  
年 月 日生

介護職員初任者研修課程を修了したことを証明する

年 月 日

宮城県知事 ○ ○ ○ ○

宮城介護第 号  
修了証明書(携常用)

氏 名  
年 月 日生

介護職員初任者研修課程を修了したことを証明する

年 月 日

宮城県知事 ○ ○ ○ ○

改正前(旧)

宮城介護第 号  
修了証明書

氏 名  
年 月 日生

介護職員初任者研修課程を修了したことを証明する

年 月 日

宮城県知事 ○ ○ ○ ○

[別紙 7]

宮城介護第 号  
修了証明書(携常用)

氏 名  
年 月 日生

介護職員初任者研修課程を修了したことを証明する

年 月 日

宮城県知事 ○ ○ ○ ○

改正後(新)

宮城介護第

号

修了証明書

氏名

年月日生

介護職員初任者研修課程を修了したことを証明する

年月日

(介護職員初任者研修事業者名)

宮城介護第

号

修了証明書(携帯用)

氏名

年月日生

介護職員初任者研修課程を修了したことを証明する

年月日

(介護職員初任者研修事業者名)

別紙 8

改正前(旧)

宮城介護第

号

修了証明書

氏名

年月日生

介護職員初任者研修課程を修了したことを証明する

年月日

(介護職員初任者研修事業者名)

宮城介護第

号

修了証明書(携帯用)

氏名

年月日生

介護職員初任者研修課程を修了したことを証明する

年月日

(介護職員初任者研修事業者名)

別紙 8

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(別紙9)</p> <p style="text-align: center;"><b>生活援助従事者研修における目標、評価の指針及び研修カリキュラム</b></p> <p><b>1 生活援助従事者研修課程を通じた到達目標</b></p> <p>(1) 基本的な生活援助中心型の介護を実践するために最低限必要な知識・技術を理解できる。</p> <p>(2) 介護の実践については、正しい知識とアセスメント結果に基づく適切な介護技術の適用が必要であることを理解できる。</p> <p>(3) 自立の助長と重度化防止・遅延化のために、介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させるという視点が大切であることを理解できる。</p> <p>(4) 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活を送れるようにするために、利用者一人ひとりに対する生活状況の的確な把握が必要であることを理解できる。</p> <p>(5) 他者の生活観及び生活の営み方への共感、相手の立場に立って考えるという姿勢を持つことの大切さについて理解できる。</p> <p>(6) 自立支援に資するサービスを多職種と協働して総合的、計画的に提供できる能力を身につけることが、自らの将来の到達目標となりうることを理解できる。</p> <p>(7) 利用者本位のサービスを提供するため、チームアプローチの重要性を理解し、その一員として業務に従事するという視点を持つことができる。</p> <p>(8) 利用者、家族、多職種との円滑なコミュニケーションのとり方の基本を理解できる。</p> <p>(9) 的確な記録・記述の大切さを理解できる。</p> <p>(10) 人権擁護の視点、職業倫理の基本を理解できる。</p> <p>(11) 介護に関する社会保障の制度、施策、サービス利用の流れについての概要を理解できる。</p> <p><b>2 各項目の「到達目標・評価の基準」</b></p> <p>(1) ねらい（到達目標）</p> <p>「ねらい（到達目標）」は、各項目が、実務においてどのような行動ができる介護職員を養成しようとするのかを定義したものである。</p> <p>生活援助従事者研修修了時点で直ちにできることは困難だが、研修事業者は、研修修了後一定の実務後にこの水準に到達する基礎を形成することを目標に、研修内容を企画する。</p> <p>(2) 修了時の評価ポイント</p> <p>「修了時の評価ポイント」とは、生活援助従事者研修において実施する受講者の習得状況の評価において、最低限理解・習得すべき事項を定義したものである。</p> <p>研修事業者は、受講者が修了時にこの水準に到達できていることを確認する必要がある。</p> <p>「修了時の評価ポイント」は、評価内容に応じて下記のような表記となっている。</p> <p>ア 知識として知っていることを確認するもの</p> <p>知識として知っているレベル</p> <p>【表記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「列挙できる」…知っているレベル</li> <li>・「概説できる」…だいたいのところを説明できるレベル</li> </ul>	<p>(別紙9)</p> <p style="text-align: center;"><b>生活援助従事者研修における目標、評価の指針</b></p> <p><b>1 生活援助従事者研修____を通じた到達目標</b></p> <p>(1) 基本的な生活援助中心型の介護を実践するために最低限必要な知識・技術を理解できる。</p> <p>(2) 介護の実践については、正しい知識とアセスメント結果に基づく適切な介護技術の適用が必要であることを理解できる。</p> <p>(3) 自立の助長と重度化防止・遅延化のために、介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させるという視点が大切であることを理解できる。</p> <p>(4) 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活を送れるようにするために、利用者一人ひとりに対する生活状況の的確な把握が必要であることを理解できる。</p> <p>(5) 他者の生活観及び生活の営み方への共感、相手の立場に立って考えるという姿勢を持つことの大切さについて理解できる。</p> <p>(6) 自立支援に資するサービスを多職種と協働して総合的、計画的に提供できる能力を身につけることが、自らの将来の到達目標となりうることを理解できる。</p> <p>(7) 利用者本位のサービスを提供するため、チームアプローチの重要性を理解し、その一員として業務に従事するという視点を持つことができる。</p> <p>(8) 利用者、家族、多職種との円滑なコミュニケーションのとり方の基本を理解できる。</p> <p>(9) 的確な記録・記述の大切さを理解できる。</p> <p>(10) 人権擁護の視点、職業倫理の基本を理解できる。</p> <p>(11) 介護に関する社会保障の制度、施策、サービス利用の流れについての概要を理解できる。</p> <p><b>2 各科目の「到達目標・評価の基準」</b></p> <p>(1) ねらい（到達目標）</p> <p>「ねらい（到達目標）」は、各科目が、実務においてどのような行動ができる介護職員を養成しようとするのかを定義したものである。</p> <p>生活援助従事者研修修了時点で直ちにできることは困難だが、研修事業者は、研修修了後一定の実務後にこの水準に到達する基礎を形成することを目標に、研修内容を企画する。</p> <p>(2) 修了時の評価ポイント</p> <p>「修了時の評価ポイント」とは、生活援助従事者研修において実施する受講者の習得状況の評価において、最低限理解・習得すべき事項を定義したものである。</p> <p>研修事業者は、受講者が修了時にこの水準に到達できていることを確認する必要がある。</p> <p>「修了時の評価ポイント」は、評価内容に応じて下記のような表記となっている。</p> <p>ア 知識として知っていることを確認するもの</p> <p>知識として知っているレベル</p> <p>【表記】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「列挙できる」…知っているレベル</li> <li>・「概説できる」…だいたいのところを説明できるレベル</li> </ul>

改正後（新）

改正前（旧）

・「説明できる」・・・具体的に説明できるレベル  
 筆記試験や口頭試験により、知識を確認することが考えられる。  
 イ 技術の習得を確認するもの  
 実技演習で行った程度の技術を習得しているレベル  
 【表記】  
 ・「～できる」「実施できる」  
 教室での実技を行い確認することが考えられる。  
 ウ 各項目の内容例  
 各項目の「内容例」に示す、「指導の視点」及び「内容」は、各項目の内容について例示したものである。

・「説明できる」・・・具体的に説明できるレベル  
 筆記試験や口頭試験により、知識を確認することが考えられる。  
 イ 技術の習得を確認するもの  
 実技演習で行った程度の技術を習得しているレベル  
 【表記】  
 ・「～できる」「実施できる」  
 教室での実技を行い確認することが考えられる。  
 ウ 各科目の内容例  
 各科目の「内容例」に示す、「指導の視点」及び「内容」は、各科目の内容について例示したものである。

3 研修カリキュラム

<u>項 目</u>	<u>科 目</u>
<u>1 職務の理解（2時間）</u>	<u>（1）多様なサービスの理解</u>
	<u>（2）介護職の仕事内容や働く現場の理解</u>
<u>2 介護における尊厳の保持・自立支援（6時間）</u>	<u>（1）人権と尊厳を支える介護</u>
	<u>（2）自立に向けた介護</u>
<u>3 介護の基本（4時間）</u>	<u>（1）介護職の役割、専門性と多職種との連携</u>
	<u>（2）介護職の職業倫理</u>
	<u>（3）介護における安全の確保とリスクマネジメント</u>
	<u>（4）介護職の安全</u>
<u>4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携（3時間）</u>	<u>（1）介護保険制度</u>
	<u>（2）医療との連携とリハビリテーション</u>
	<u>（3）障害福祉制度及びその他制度</u>

<u>5 介護におけるコミュニケーション技術</u> <u>（6時間）</u>	<u>（1）介護におけるコミュニケーション</u>	
	<u>（2）介護におけるチームのコミュニケーション</u>	
<u>6 老化と認知症の理解</u> <u>（9時間）</u>	<u>（1）老化に伴うこころとからだの変化と日常</u>	
	<u>（2）高齢者と健康</u>	
	<u>（3）認知症を取り巻く状況</u>	
	<u>（4）医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理</u>	
	<u>（5）認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活</u>	
	<u>（6）家族への支援</u>	
<u>7 障害の理解（3時間）</u>	<u>（1）障害の基礎的理解</u>	
	<u>（2）障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識</u>	
	<u>（3）家族の心理、かかわり支援の理解</u>	
<u>8 こころとからだのしくみと生活支援技術</u> <u>（24時間）</u>	<u>イ 基本知識の学習</u>	<u>（1）介護の基本的な考え方</u>
		<u>（2）介護に関するこころのしくみの基礎的理解</u>
		<u>（3）介護に関するからだのしくみの基礎的理解</u>
	<u>ロ 生活支援技術の学習</u>	<u>（4）生活と家事</u>
		<u>（5）快適な居住環境整備と介護</u>
		<u>（6）移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護</u>

改正後（新）

改正前（旧）

		<u>(7) 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</u>
		<u>(8) 睡眠に関するところとからだのしくみと自立に向けた介護</u>
		<u>(9) 死にゆく人に関するところとからだのしくみと終末期介護</u>
	<u>ハ 生活支援技術演習</u>	<u>(10) 介護過程の基礎的理解</u>
<u>9 振り返り（2時間）</u>		<u>(1) 振り返り</u>
		<u>(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修</u>

(別紙10)

生活援助従事者研修 (各項目の到達目標、評価、内容)

(1) 職務の理解 (2時間)

①到達目標・評価の基準

ねらい	研修に先立ち、これからの介護が目指すべき、その人の生活を支える生活援助中心型のケアの実践について、介護職がどのような環境で、どのような形で、どのような仕事を行うのか、具体的イメージを持って実感し、以降の研修に実践的に取り組めるようになる。
-----	---

②内容例

指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修課程全体(59時間)の構成と各研修項目(9項目)相互の関連性の全体像をあらかじめイメージできるようにし、学習内容を体系的に整理して知識を効率・効果的に学習できるような素地の形成を促す。</li> <li>視聴覚教材等を工夫するとともに、必要に応じて見学を組み合わせるなど、介護職が働く現場や仕事の内容を、出来るかぎり具体的に理解させる。</li> </ul>
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>多様なサービスの理解             <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険サービス(居宅)、○介護保険外サービス</li> </ul> </li> <li>介護職の仕事内容や働く現場の理解             <ul style="list-style-type: none"> <li>○居宅の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容</li> <li>○居宅の実際のサービス提供現場の具体的なイメージ(視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等)</li> <li>○生活援助中心型の訪問介護で行う業務の範囲(歩行等が不安定な者の移動支援・見守りを含む)</li> </ul> </li> </ol>

(2) から (5) まで改正項目ないため省略

(6) 老化と認知症の理解 (9時間)

①到達目標・評価の基準

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>加齢・老化に伴う心身の変化や疾病について、生理的な側面から理解することの重要性に気づき、自らが継続的に学習すべき事項を理解している。</li> <li>介護において認知症を理解することの必要性に気づき、認知症ケアの基本を理解している。</li> </ul>
-----	---

(別紙10)

生活援助従事者研修 各科目の到達目標、評価、内容

(1) 職務の理解 (2時間)

①到達目標・評価の基準

ねらい	研修に先立ち、これからの介護が目指すべき、その人の生活を支える生活援助中心型のケアの実践について、介護職がどのような環境で、どのような形で、どのような仕事を行うのか、具体的イメージを持って実感し、以降の研修に実践的に取り組めるようになる。
-----	---

②内容例

指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修課程全体(59時間)の構成と各研修科目(9科目)相互の関連性の全体像をあらかじめイメージできるようにし、学習内容を体系的に整理して知識を効率・効果的に学習できるような素地の形成を促す。</li> <li>視聴覚教材等を工夫するとともに、必要に応じて見学を組み合わせるなど、介護職が働く現場や仕事の内容を、出来るかぎり具体的に理解させる。</li> </ul>
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>多様なサービスの理解             <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険サービス(居宅)、○介護保険外サービス</li> </ul> </li> <li>介護職の仕事内容や働く現場の理解             <ul style="list-style-type: none"> <li>○居宅の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容</li> <li>○居宅の実際のサービス提供現場の具体的なイメージ(視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等)</li> <li>○生活援助中心型の訪問介護で行う業務の範囲(歩行等が不安定な者の移動支援・見守りを含む)</li> </ul> </li> </ol>

(2) から (5) まで改正項目ないため省略

(6) 老化と認知症の理解 (9時間)

①到達目標・評価の基準

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>加齢・老化に伴う心身の変化や疾病について、生理的な側面から理解することの重要性に気づき、自らが継続的に学習すべき事項を理解している。</li> <li>介護において認知症を理解することの必要性に気づき、認知症ケアの基本を理解している。</li> </ul>
-----	---

改正後（新）		改正前（旧）	
<p>修了時の評価ポイント</p>	<p>6-① 加齢・老化に伴う生理的な変化や心身の変化・特徴、社会面、身体面、精神面、知的能力面などの変化に着目した心理的特徴について列挙できる。</p> <p>例：退職による社会的立場の喪失感、運動機能の低下による無力感や羞恥心、感覚機能の低下によるストレスや疎外感、知的機能の低下による意欲の低下等</p> <p>6-② 高齢者に多い疾病の種類と、その症状や特徴及び治療・生活上の留意点、及び高齢者の疾病による症状や訴えについて列挙できる。</p> <p>例：脳梗塞の場合、突発的に症状が起こり、急速に意識障害、片麻痺、半側感覚障害等を生じる等</p> <p>6-③ 認知症ケアの理念や利用者中心というケアの考え方について概説できる。</p> <p>6-④ 健康な高齢者の「物忘れ」と、認知症による記憶障害の違いについて列挙できる。</p> <p>6-⑤ 認知症の中核症状と行動・心理症状（BPSD）等の基本的特性、およびそれに影響する要因を列挙できる。</p> <p>6-⑥ 認知症の利用者の健康管理と廃用症候群予防の重要性と留意点について列挙できる。</p> <p>6-⑦ 認知症の利用者の生活環境の意義やそのあり方について、主要なキーワードを理解している。</p> <p>例：生活習慣や生活様式の継続、なじみの人間関係やなじみの空間、プライバシーの確保と団らんの場の確保等、地域を含めて生活環境とすること</p> <p>6-⑧ 認知症の利用者とのコミュニケーション（言語、非言語）の原則、ポイントについて理解でき、具体的な関わり方（良い関わり方、悪い関わり方）を列挙できる。</p> <p>6-⑨ 家族の気持ちや、家族が受けやすいストレスについて理解している。</p>	<p>修了時の評価ポイント</p>	<p>6-① 加齢・老化に伴う生理的な変化や心身の変化・特徴、社会面、身体面、精神面、知的能力面などの変化に着目した心理的特徴について列挙できる。</p> <p>例：退職による社会的立場の喪失感、運動機能の低下による無力感や羞恥心、感覚機能の低下によるストレスや疎外感、知的機能の低下による意欲の低下等</p> <p>6-② 高齢者に多い疾病の種類と、その症状や特徴及び治療・生活上の留意点、及び高齢者の疾病による症状や訴えについて列挙できる。</p> <p>例：脳梗塞の場合、突発的に症状が起こり、急速に意識障害、片麻痺、半側感覚障害等を生じる等</p> <p>6-③ 認知症ケアの理念や利用者中心というケアの考え方について概説できる。</p> <p>6-④ 健康な高齢者の「物忘れ」と、認知症による記憶障害の違いについて列挙できる。</p> <p>6-⑤ 認知症の中核症状と行動・心理症状（BPSD）等の基本的特性、およびそれに影響する要因を列挙できる。</p> <p>6-⑥ 認知症の利用者の健康管理と廃用症候群予防の重要性と留意点について列挙できる。</p> <p>6-⑦ 認知症の利用者の生活環境の意義やそのあり方について、主要なキーワードを理解している。</p> <p>例：生活習慣や生活様式の継続、なじみの人間関係やなじみの空間、プライバシーの確保と団らんの場の確保等、地域を含めて生活環境とすること</p> <p>6-⑧ 認知症の利用者とのコミュニケーション（言語、非言語）の原則、ポイントについて理解でき、具体的な関わり方（良い関わり方、悪い関わり方）を列挙できる。</p> <p>6-⑨ 家族の気持ちや、家族が受けやすいストレスについて理解している。</p>
<p>②内容例</p>	<p>指導の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に多い心身の変化、疾病の症状等について具体例を挙げ、その対応における留意点を説明し、介護において生理的側面の知識を身につけることの必要性への気づきを促す。</li> <li>・認知症の利用者の心理・行動の実際を示す等により、認知症の利用者の心理・行動を実感できるよう工夫し、介護において認知症を理解することの必要性への気づきを促す。</li> <li>・複数の具体的なケースを示し、認知症ケアの基本についての理解を促す。</li> </ul>	<p>②内容例</p>	<p>指導の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に多い心身の変化、疾病の症状等について具体例を挙げ、その対応における留意点を説明し、介護において生理的側面の知識を身につけることの必要性への気づきを促す。</li> <li>・認知症の利用者の心理・行動の実際を示す等により、認知症の利用者の心理・行動を実感できるよう工夫し、介護において認知症を理解することの必要性への気づきを促す。</li> <li>・複数の具体的なケースを示し、認知症ケアの基本についての理解を促す。</li> </ul>

改正後 (新)		改正前 (旧)	
内 容	<p>1. 老化に伴うところとからだの変化と日常</p> <p>(1) 老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴</p> <p>○防衛反応(反射)の変化、○喪失体験</p> <p>(2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響</p> <p>○身体的機能の変化と日常生活への影響、○咀嚼機能の低下、○筋・骨・関節の変化、○体温維持機能の変化、○精神的機能の変化と日常生活への影響</p> <p>2. 高齢者と健康</p> <p>(1) 高齢者の疾病と生活上の留意点</p> <p>○骨折、○筋力の低下と動き・姿勢の変化、○関節痛</p> <p>(2) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点</p> <p>○循環器障害(脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患)、○循環器障害の危険因子と対策、○老年期うつ病症状(強い不安感、焦燥感を背景に、「訴え」の多さが全面に出る、うつ病性仮性認知症)、○誤嚥性肺炎、○病状の小さな変化に気付く視点、○高齢者は感染症にかかりやすい</p> <p>3. 認知症を取り巻く状況</p> <p>認知症ケアの理念</p> <p>○パーソンセンタードケア、○認知症ケアの視点(できることに着目する)</p> <p>4. 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理</p> <p>認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理</p> <p>○認知症の定義、○もの忘れとの違い、○せん妄の症状、○健康管理(脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、口腔ケア)、○治療、○薬物療法、○認知症に使用される薬</p> <p>5. 認知症に伴うところとからだの変化と日常生活</p> <p>(1) 認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴</p> <p>○認知症の中核症状、○認知症の行動・心理症状(BPSD)、○不適切なケア、○生活環境で改善</p> <p>(2) 認知症の利用者への対応</p> <p>○本人の気持ちを推察する、○プライドを傷つけない、○相手の世界に合わせる、○失敗しないような状況をつくる、○すべての援助行為がコミュニケーションであると考え、○身体を通したコミュニケーション、○相手の様子・表情・視線・姿勢などから気持ちを洞察する、○認知症の進行に合わせたケア</p> <p><u>6.</u> 家族への支援</p> <p>○認知症の受容過程での援助、○介護負担の軽減(レスパイトケア)</p>	内 容	<p>1. 老化に伴うところとからだの変化と日常</p> <p>(1) 老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴</p> <p>○防衛反応(反射)の変化、○喪失体験</p> <p>(2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響</p> <p>○身体的機能の変化と日常生活への影響、○咀嚼機能の低下、○筋・骨・関節の変化、○体温維持機能の変化、○精神的機能の変化と日常生活への影響</p> <p>2. 高齢者と健康</p> <p>(1) 高齢者の疾病と生活上の留意点</p> <p>○骨折、○筋力の低下と動き・姿勢の変化、○関節痛</p> <p>(2) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点</p> <p>○循環器障害(脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患)、○循環器障害の危険因子と対策、○老年期うつ病症状(強い不安感、焦燥感を背景に、「訴え」の多さが全面に出る、うつ病性仮性認知症)、○誤嚥性肺炎、○病状の小さな変化に気付く視点、○高齢者は感染症にかかりやすい</p> <p>3. 認知症を取り巻く状況</p> <p>認知症ケアの理念</p> <p>○パーソンセンタードケア、○認知症ケアの視点(できることに着目する)</p> <p>4. 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理</p> <p>認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理</p> <p>○認知症の定義、○もの忘れとの違い、○せん妄の症状、○健康管理(脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、口腔ケア)、○治療、○薬物療法、○認知症に使用される薬</p> <p>5. 認知症に伴うところとからだの変化と日常生活</p> <p>(1) 認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴</p> <p>○認知症の中核症状、○認知症の行動・心理症状(BPSD)、○不適切なケア、○生活環境で改善</p> <p>(2) 認知症の利用者への対応</p> <p>○本人の気持ちを推察する、○プライドを傷つけない、○相手の世界に合わせる、○失敗しないような状況をつくる、○すべての援助行為がコミュニケーションであると考え、○身体を通したコミュニケーション、○相手の様子・表情・視線・姿勢などから気持ちを洞察する、○認知症の進行に合わせたケア</p> <p><u>5.</u> 家族への支援</p> <p>○認知症の受容過程での援助、○介護負担の軽減(レスパイトケア)</p>
(7) は改正項目ないため省略		(7) は改正項目ないため省略	

改正後（新）	改正前（旧）				
<p>(8) ころとからだのしくみと生活支援技術（24時間）</p> <p>&lt;展開例&gt;            基本知識の学習の後に、生活支援技術等の学習を行い、最後に事例に基づく総合的な演習を行う。概ね次のような展開が考えられる。</p> <p><b>イ 基本知識の学習</b></p> <p>「1. 介護の基本的な考え方」            「2. 介護に関するころのしくみの基礎的理解」            「3. 介護に関するからだのしくみの基礎的理解」</p> <p><b>ロ 生活支援技術の学習</b></p> <p>「4. 生活と家事」            「5. 快適な居住環境整備と介護」            「6. 移動・移乗に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護」            「7. 食事に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護」            「8. 睡眠に関したころとからだのしくみと自立に向けた介護」            「9. 死にゆく人に関したころとからだのしくみと終末期介護」</p> <p><b>ハ 生活支援技術演習</b></p> <p>「10. 介護過程の基礎的理解」</p> <p>&lt;内容&gt;            ①到達目標・評価の基準</p> <table border="1" data-bbox="270 1188 1344 1409"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">ね ら い</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する基礎的知識を習得し、生活援助中心型サービスの安全な提供方法等を理解し、基礎的な一部または全介助等の介護が実施できる。</li> <li>尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。</li> </ul> </td> </tr> </table>	ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する基礎的知識を習得し、生活援助中心型サービスの安全な提供方法等を理解し、基礎的な一部または全介助等の介護が実施できる。</li> <li>尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。</li> </ul>	<p>(8) ころとからだのしくみと生活支援技術（24時間）</p> <p>&lt;展開例&gt;            基本知識の学習の後に、生活支援技術等の学習を行い、最後に事例に基づく総合的な演習を行う。概ね次のような展開が考えられる。</p> <p><b>I. 基本知識の学習</b></p> <p>「1. 介護の基本的な考え方」            「2. 介護に関するころのしくみの基礎的理解」            「3. 介護に関するからだのしくみの基礎的理解」</p> <p><b>II. 生活支援技術の講義・演習</b></p> <p>「4. 生活と家事」            「5. 快適な居住環境整備と介護」            「6. 移動・移乗に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護」            「7. 食事に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護」            「8. 睡眠に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護」            「9. 死にゆく人に関連したころとからだのしくみと終末期介護」</p> <p><b>生活支援技術演習</b></p> <p>「10. 介護過程の基礎的理解」</p> <p>&lt;内容&gt;            ①到達目標・評価の基準</p> <table border="1" data-bbox="1614 1188 2689 1409"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">ね ら い</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する基礎的知識を習得し、生活援助中心型サービスの安全な提供方法等を理解し、基礎的な一部または全介助等の介護が実施できる。</li> <li>尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。</li> </ul> </td> </tr> </table>	ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する基礎的知識を習得し、生活援助中心型サービスの安全な提供方法等を理解し、基礎的な一部または全介助等の介護が実施できる。</li> <li>尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。</li> </ul>
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する基礎的知識を習得し、生活援助中心型サービスの安全な提供方法等を理解し、基礎的な一部または全介助等の介護が実施できる。</li> <li>尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。</li> </ul>				
ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する基礎的知識を習得し、生活援助中心型サービスの安全な提供方法等を理解し、基礎的な一部または全介助等の介護が実施できる。</li> <li>尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。</li> </ul>				

改正後（新）		改正前（旧）	
修了時の評価ポイント	<p>8-① 主だった状態像の高齢者の生活の様子をイメージでき、要介護度等に応じた高齢者の在宅生活について列挙できる。</p> <p>8-② 利用者の身体の状態に合わせた介護、環境整備についてポイントを理解している。</p> <p>8-③ 人体の構造や機能の基礎的知識を習得し、何故行動が起こるのかを概要を理解している。</p> <p>8-④ 家事援助の機能の概要について列挙できる。</p> <p>8-⑤ 移動・移乗の意味と関連する用具・機器、および移動・移乗に関するからだのしくみを理解し、立ち上がりや移動の際の声かけ、歩行等が不安定な者の移動支援・見守りを行うことができる。</p> <p>8-⑥ 食事の意味と食事を取り巻く環境整備の方法のポイントを理解し、食事に関するからだのしくみを理解している。</p> <p>8-⑦ 睡眠の意味と睡眠を取り巻く環境整備や関連した用具を列挙でき、睡眠に関するからだのしくみを理解している。</p> <p>8-⑧ ターミナルケアの考え方について列挙できる。</p>	修了時の評価ポイント	<p>8-① 主だった状態像の高齢者の生活の様子をイメージでき、要介護度等に応じた高齢者の在宅生活について列挙できる。</p> <p>8-② 利用者の身体の状態に合わせた介護、環境整備についてポイントを理解している。</p> <p>8-③ 人体の構造や機能の基礎的知識を習得し、何故行動が起こるのかを概要を理解している。</p> <p>8-④ 家事援助の機能の概要について列挙できる。</p> <p>8-⑤ 移動・移乗の意味と関連する用具・機器、および移動・移乗に関するからだのしくみを理解し、立ち上がりや移動の際の声かけ、歩行等が不安定な者の移動支援・見守りを行うことができる。</p> <p>8-⑥ 食事の意味と食事を取り巻く環境整備の方法のポイントを理解し、食事に関するからだのしくみを理解している。</p> <p>8-⑦ 睡眠の意味と睡眠を取り巻く環境整備や関連した用具を列挙でき、睡眠に関するからだのしくみを理解している。</p> <p>8-⑧ ターミナルケアの考え方について列挙できる。</p>
②内容例		②内容例	
指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活援助を中心とする介護実践に必要とされるところとからだのしくみの基礎的な知識を理解させ、具体的な身体機能の概要が理解できるよう促す。</li> <li>サービスの提供例の紹介等を活用し、利用者にとっての生活の充足を提供し、かつ不満足を感じさせない技術が必要となることへの理解を促す。</li> <li>「死」に向かう生の充実と尊厳ある死について考えることができるように、身近な素材からの気づきを促す。</li> </ul>	指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活援助を中心とする介護実践に必要とされるところとからだのしくみの基礎的な知識を理解させ、具体的な身体機能の概要が理解できるよう促す。</li> <li>サービスの提供例の紹介等を活用し、利用者にとっての生活の充足を提供し、かつ不満足を感じさせない技術が必要となることへの理解を促す。</li> <li>「死」に向かう生の充実と尊厳ある死について考えることができるように、身近な素材からの気づきを促す。</li> </ul>
内容	<p>&lt;I 基本知識の学習&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>介護の基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> <li>○理論に基づく介護（ICFの視点に基づく生活支援、我流介護の排除）、○法的根拠に基づく介護</li> </ul> </li> <li>介護に関するところのしくみの基礎的理解 <ul style="list-style-type: none"> <li>○感情と意欲の基礎知識、○自己概念と生きがい、○老化や障害を受け入れる適応行動とその阻害要因</li> </ul> </li> <li>介護に関するからだのしくみの基礎的理解 <ul style="list-style-type: none"> <li>○人体の各部の名称と動きに関する基礎知識、○骨・関節・筋に関する基礎知識、ボディメカニクスの活用、○中枢神経系と体性神経に関する基礎知識、○自律神経と内部器官に関する基礎知識、○ところとからだを一体的に捉える、○利用者の様子の普段との違いに気づく視点</li> </ul> </li> </ol>	内容	<p>&lt;I. 基本知識の学習&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>介護の基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> <li>○理論に基づく介護（ICFの視点に基づく生活支援、我流介護の排除）、○法的根拠に基づく介護</li> </ul> </li> <li>介護に関するところのしくみの基礎的理解 <ul style="list-style-type: none"> <li>○感情と意欲の基礎知識、○自己概念と生きがい、○老化や障害を受け入れる適応行動とその阻害要因</li> </ul> </li> <li>介護に関するからだのしくみの基礎的理解 <ul style="list-style-type: none"> <li>○人体の各部の名称と動きに関する基礎知識、○骨・関節・筋に関する基礎知識、ボディメカニクスの活用、○中枢神経系と体性神経に関する基礎知識、○自律神経と内部器官に関する基礎知識、○ところとからだを一体的に捉える、○利用者の様子の普段との違いに気づく視点</li> </ul> </li> </ol>

改正後（新）		改正前（旧）	
内容	<p>&lt;ロ 生活支援技術の学習&gt;</p> <p>4. 生活と家事 家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援 ○生活歴、○自立支援、○予防的対応、○主体性・能動性を引き出す、○多様な生活習慣、○価値観</p> <p>5. 快適な居住環境整備と介護 快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障害者特有の居住環境整備と福祉用具に関する留意点 ○家庭内に多い事故</p> <p>6. 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 移動・移乗に関する基礎知識、さまざまな移動・移乗に関する用具、利用者、介助者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するところとからだの要因の理解、移動と社会参加の留意点と支援、○利用者の自然な動きの活用、○残存能力の活用・自立支援、○重心・重力の働きの理解、○ボディメカニクスの基本原則、○歩行等が不安定な者の移動支援・見守り（車いす・歩行器・つえ等）</p> <p>7. 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 食事に関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と支援 ○食事をする意味、○食事のケアに対する介護者の意識、○低栄養の弊害、○脱水の弊害、○食事と姿勢、○咀嚼・嚥下のメカニズム、○空腹感、○満腹感、○好み、○食事の環境整備（時間・場所等）、○食事に関わる福祉用具の定義、○口腔ケアの意義、○誤嚥性肺炎の予防</p> <p>8. 睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 睡眠に関する基礎知識、さまざまな睡眠環境と用具の活用方法、快い睡眠を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法 ○安眠のための介護の工夫、○環境の整備（温度や湿度、光、音、よく眠るための寝室）、○安楽な姿勢・褥瘡予防</p> <p>9. 死にゆく人に関連したところとからだのしくみと終末期介護 終末期に関する基礎知識とところとからだのしくみ、生から死への過程、「死」に向き合うところの理解、苦痛の少ない死への支援 ○終末期ケアとは、○高齢者の死に至る過程（高齢者の自然死（老衰）、癌死）、○臨終が近づいたときの兆候</p>	内容	<p>&lt;II. 生活支援技術の学習&gt;</p> <p>4. 生活と家事 家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援 ○生活歴、○自立支援、○予防的対応、○主体性・能動性を引き出す、○多様な生活習慣、○価値観</p> <p>5. 快適な居住環境整備と介護 快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障害者特有の居住環境整備と福祉用具に関する留意点 ○家庭内に多い事故</p> <p>6. 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 移動・移乗に関する基礎知識、さまざまな移動・移乗に関する用具、利用者、介助者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するところとからだの要因の理解、移動と社会参加の留意点と支援、○利用者の自然な動きの活用、○残存能力の活用・自立支援、○重心・重力の働きの理解、○ボディメカニクスの基本原則、○歩行等が不安定な者の移動支援・見守り（車いす・歩行器・つえ等）</p> <p>7. 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 食事に関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と支援 ○食事をする意味、○食事のケアに対する介護者の意識、○低栄養の弊害、○脱水の弊害、○食事と姿勢、○咀嚼・嚥下のメカニズム、○空腹感、○満腹感、○好み、○食事の環境整備（時間・場所等）、○食事に関わる福祉用具の定義、○口腔ケアの意義、○誤嚥性肺炎の予防</p> <p>8. 睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 睡眠に関する基礎知識、さまざまな睡眠環境と用具の活用方法、快い睡眠を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法 ○安眠のための介護の工夫、○環境の整備（温度や湿度、光、音、よく眠るための寝室）、○安楽な姿勢・褥瘡予防</p> <p>9. 死にゆく人に関連したところとからだのしくみと終末期介護 終末期に関する基礎知識とところとからだのしくみ、生から死への過程、「死」に向き合うところの理解、苦痛の少ない死への支援 ○終末期ケアとは、○高齢者の死に至る過程（高齢者の自然死（老衰）、癌死）、○臨終が近づいたときの兆候</p>
	<p>&lt;ハ 生活支援技術演習&gt;</p> <p>10. 介護過程の基礎的理解 ○介護過程の目的・意義・展開、○介護過程とチームアプローチ</p>		<p>&lt;III. 生活支援技術演習&gt;</p> <p>10. 介護過程の基礎的理解 ○介護過程の目的・意義・展開、○介護過程とチームアプローチ</p>
(9) は改正項目ないため省略		(9) は改正項目ないため省略	

(別紙11)

通信形式で実施できる項目ごとの上限時間と各項目の総時間数  
(生活援助従事者研修課程)

<u>項目</u>	通信形式で 実施できる 上限時間	総時間数
1 職務の理解	—	2時間
2 介護における尊厳の保持・自立支援	3時間	6時間
3 介護の基本	2.5時間	4時間
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	2時間	3時間
5 介護におけるコミュニケーション技術	3時間	6時間
6 老化と認知症の理解	5時間	9時間
7 障害の理解	1時間	3時間
8 こころとからだのしくみと生活支援技術	12.5時間	24時間
9 振り返り	—	2時間
合計	29時間	59時間

(別紙11)

通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間数  
(生活援助従事者研修課程)

<u>科目</u>	通信形式で 実施できる 上限時間	総時間数
1 職務の理解	—	2時間
2 介護における尊厳の保持・自立支援	3時間	6時間
3 介護の基本	2.5時間	4時間
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	2時間	3時間
5 介護におけるコミュニケーション技術	3時間	6時間
6 老化と認知症の理解	5時間	9時間
7 障害の理解	1時間	3時間
8 こころとからだのしくみと生活支援技術	12.5時間	24時間
9 振り返り	—	2時間
合計	29時間	59時間

(別紙12)

生活援助従事者研修課程 講師要件一覧

科目	講師の要件 <sup>(注3)</sup>	求められる能力 <sup>(注2)</sup>
<b>1 職務の理解 (2時間)</b>		
(1) 多様なサービスの理解	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者)	○研修全体の構成・各研修科目相互の関連性に関する知識
(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解	⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥社会福祉施設に勤務する職員〔施設長又は管理者、主任指導員等〕 ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他当該分野に精通している者 <sup>(注1)</sup>	○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識 ○介護に関わる専門職種の職務内容の知識 ○介護業務に関する実務経験
<b>2 介護における尊厳の保持・自立支援 (6時間)</b>		
(1) 人権と尊厳を支える介護	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者)	○尊厳を支えるケアや生活支援の在り方等の知識 ○虐待防止、権利擁護、成年後見人制度等の知識 ○自立支援や重度化防止の視点に立脚した介護方法論
(2) 自立に向けた介護	⑦介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧社会福祉士 ( (1) 人権と尊厳を支える介護の。3年以上の実務経験を有する者) ⑨その他当該分野に精通している者 <sup>(注1)</sup>	
<b>3 介護の基本 (4時間)</b>		
(1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者)	○介護職の業務内容に関する知識 ○チームケアに関する知識
(2) 介護職の職業倫理	④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤社会福祉施設に勤務する職員〔施設長又は管理者、主任指導員等〕	○介護職の職業人としての倫理・自己管理の知識
(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント	⑥介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者)	○介護サービスに伴うリスクマネジメントに関する知識
(4) 介護職の安全	⑦介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他当該分野に精通している者 <sup>(注1)</sup>	○介護職の健康管理に関する知識

(別紙12)

生活援助従事者研修\_\_\_\_ 講師要件一覧

科目	講師の要件____	求められる能力 <sup>(注2)</sup>
<b>1 職務の理解 (2時間)</b>		
(1) 多様なサービスの理解	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者)	○研修全体の構成・各研修科目相互の関連性に関する知識
(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解	⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥当該社会福祉施設に勤務する職員〔施設長又は管理者、主任指導員等〕 ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他当該分野に精通している者 <sup>(注1)</sup>	○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識 ○介護に関わる専門職種の職務内容の知識 ○介護業務に関する実務経験
<b>2 介護における尊厳の保持・自立支援 (6時間)</b>		
(1) 人権と尊厳を支える介護	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者)	○尊厳を支えるケアや生活支援の在り方等の知識 ○虐待防止、権利擁護、成年後見人制度等の知識 ○自立支援や重度化防止の視点に立脚した介護方法論
(2) 自立に向けた介護	⑦介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧社会福祉士 ( (1) 人権と尊厳を支える介護の。3年以上の実務経験を有する者) ⑨その他当該分野に精通している者 <sup>(注1)</sup>	
<b>3 介護の基本 (4時間)</b>		
(1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者)	○介護職の業務内容に関する知識 ○チームケアに関する知識
(2) 介護職の職業倫理	④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤当該社会福祉施設に勤務する職員〔施設長又は管理者、主任指導員等〕	○介護職の職業人としての倫理・自己管理の知識
(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント	⑥介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者)	○介護サービスに伴うリスクマネジメントに関する知識
(4) 介護職の安全	⑦介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他当該分野に精通している者 <sup>(注1)</sup>	○介護職の健康管理に関する知識

改正後 (新)			改正前 (旧)		
科目	講師の要件 <u>(注3)</u>	求められる能力 <sup>(注2)</sup>	科目	講師の要件	求められる能力 <sup>(注2)</sup>
<b>4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (3時間)</b>			<b>4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (3時間)</b>		
(1) 介護保険制度	①社会福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②社会福祉施設に勤務する職員 〔施設長又は管理者、主任指導員等〕 ③当該科目を担当する現職の行政職員 ④介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑤その他当該分野に精通している者 <sup>(注1)</sup>	○各法に関する知識及び制度とサービスについての詳細な知識 ○特に、介護保険法、障害者総合支援法を中心とした最近の動向 (制度とサービスに関する歴史を含む。) 及びサービス利用に関する知識 ○各地域の制度・サービス現状の知識	(1) 介護保険制度	①社会福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②当該社会福祉施設に勤務する職員 〔施設長又は管理者、主任指導員等〕 ③当該科目を担当する現職の行政職員 ④介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑤その他当該分野に精通している者 <sup>(注1)</sup>	○各法に関する知識及び制度とサービスについての詳細な知識 ○特に、介護保険法、障害者総合支援法を中心とした最近の動向 (制度とサービスに関する歴史を含む。) 及びサービス利用に関する知識 ○各地域の制度・サービス現状の知識
(3) 障害福祉制度及びその他制度			(2) 障害福祉制度及びその他制度		
(2) 医療との連携とリハビリテーション	①理学療法士 (3年以上の実務経験を有する者) ②作業療法士 (3年以上の実務経験を有する者) ③言語聴覚士 (3年以上の実務経験を有する者) ④リハビリテーションを専門とする医師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤訪問診療を行っている医師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥介護・福祉・リハビリ系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑦その他当該分野に精通している者 <sup>(注1)</sup>	○リハビリテーション医療の知識 ○医療・看護と連携した介護方法論 ○リハビリテーションの地域連携に関する知識	(3) 医療との連携とリハビリテーション	①理学療法士 (3年以上の実務経験を有する者) ②作業療法士 (3年以上の実務経験を有する者) ③言語聴覚士 (3年以上の実務経験を有する者) ④リハビリテーションを専門とする医師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤訪問診療を行っている医師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥介護・福祉・リハビリ系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑦その他当該分野に精通している者 <sup>(注1)</sup>	○リハビリテーション医療の知識 ○医療・看護と連携した介護方法論 ○リハビリテーションの地域連携に関する知識
<b>5 介護におけるコミュニケーション技術 (6時間)</b>			<b>5 介護におけるコミュニケーション技術 (6時間)</b>		
(1) 介護におけるコミュニケーション	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、臨床心理士、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ⑦介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他当該分野に精通している者 <sup>(注1)</sup>	○コミュニケーション技術に関する知識 ○高齢者、障害者 (児) の心理に関する知識 ○介護に関わる専門職種の職務内容の知識 ○チームケアに関する知識 ○介護業務に関する実務経験	(1) 介護におけるコミュニケーション	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、臨床心理士、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ⑦介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他当該分野に精通している者 <sup>(注1)</sup>	○コミュニケーション技術に関する知識 ○高齢者、障害者 (児) の心理に関する知識 ○介護に関わる専門職種の職務内容の知識 ○チームケアに関する知識 ○介護業務に関する実務経験
(2) 介護におけるチームのコミュニケーション	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥介護支援専門員 (3年以上の実務経験を有する者) ⑦介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他 <sup>(注1)</sup>		(2) 介護におけるチームのコミュニケーション	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥介護支援専門員 (3年以上の実務経験を有する者) ⑦介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他 <sup>(注1)</sup>	

改正後 (新)

科目	講師の要件 (注3)	求められる能力 (注2)
<b>6 老化と認知症の理解 (9時間)</b>		
(1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥医師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑦介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他	○加齢と老化に伴う心身の変化、障害、疾病に関する知識  ○具体的な介護や生活援助事例に基づく医学的知識  ○高齢者の心理に関する知識
(2) 高齢者と健康	①医師 (3年以上の実務経験を有する者) ②看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ③医学・看護系大学の学部・学科の教員 ④その他 (注1)	
(3) 認知症を取り巻く状況	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ⑦認知症介護実践者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他 (注1)	○認知症の病理・行動の知識 ○認知症利用者への介護の原則の知識 ○具体的な介護や生活援助事例に基づく医学的知識 ○認知症を持つ利用者の心理に関する知識 ○認知症を持つ利用者の家族の生活実態と心理に関する知識
(4) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	①医師 (3年以上の実務経験を有する者) ②看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ③医学・看護系大学の学部・学科の教員 ④その他 (注1)	
(5) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ⑦認知症介護実践者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他 (注1)	
(6) 家族への支援	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ⑦認知症介護実践者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他 (注1)	

改正前 (旧)

科目	講師の要件	求められる能力 (注2)
<b>6 老化と認知症の理解 (9時間)</b>		
(1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥医師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑦介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧その他	○加齢と老化に伴う心身の変化、障害、疾病に関する知識  ○具体的な介護や生活援助事例に基づく医学的知識  ○高齢者の心理に関する知識
(2) 高齢者と健康	①医師 (3年以上の実務経験を有する者) ②看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ③医学・看護系大学の学部・学科の教員 ④その他 (注1)	
(1) 認知症を取り巻く状況	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ⑦認知症介護実践者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他 (注1)	○認知症の病理・行動の知識 ○認知症利用者への介護の原則の知識 ○具体的な介護や生活援助事例に基づく医学的知識 ○認知症を持つ利用者の心理に関する知識 ○認知症を持つ利用者の家族の生活実態と心理に関する知識
(2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	①医師 (3年以上の実務経験を有する者) ②看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ③医学・看護系大学の学部・学科の教員 ④その他 (注1)	
(3) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ⑦認知症介護実践者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他 (注1)	
(4) 家族への支援	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ⑦認知症介護実践者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他 (注1)	

改正後 (新)

科目	講師の要件 (注3)	求められる能力 (注2)
<b>7 障害の理解 (3時間)</b>		
(1) 障害の基礎的理解	①医師 (3年以上の実務経験を有する者) ②看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ③医学・看護系大学の学部・学科の教員	○介護における障害の概念とICFの知識 ○障害者福祉に関する知識
(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識	④その他 (注1)	○高齢者の介護との違いを踏まえた障害に関する知識
(3) 家族の心理、かかわり支援の理解	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②社会福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ③介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している臨床心理士、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ⑧介護・福祉・医学 (心理系を含む)・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目又は当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他 (注1)	○生活者支援の視点に立脚した介護方法論の知識 ○家族の生活実態と心理に関する知識
<b>8 ことごとからだのしくみと生活支援技術 (2.4時間)</b>		
(1) 介護の基本的な考え方	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者)	○演習を指導する技術 ○介護業務に関する実務経験
(2) 介護に関するところのしくみの基礎的理解	④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者)	○生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ○心身機能の低下に沿った自立支援の視点に立脚した介護技術
(3) 介護に関することごとからだのしくみの基礎的理解	⑥介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目又は当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑦作業療法士、医師、福祉住環境コーディネーター、福祉用具専門相談員 (「快適な居住環境整備と介護」のみ) (3年以上の実務経験を有する者) ⑧理学療法士 (「快適な居住環境整備と介護」及び「移動・移乗に関連したことごとからだのしくみと自立に向けた介護」のみ) (3年以上の実務経験を有する者)	○自らの介護事例 ○障害・疾病に関する知識 ○介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識
(4) 生活と家事	⑨栄養士 (「食事に関連したことごとからだのしくみと自立に向けた介護」の中の食事及び栄養に関する分野のみ) (3年以上の実務経験を有する者) ⑩歯科医師、歯科衛生士 (「食事に関連したことごとからだのしくみと自立に向けた介護」の中の口腔ケアに関する分野のみ) (3年以上の実務経験を有する者) ⑪その他当該分野に精通している者 (注1)	○福祉用具に関する最新の知識及び技術 ○栄養・調理・被服等家政に関する知識 ○ターミナルケアに関する知識
(5) 快適な居住環境整備と介護		○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識
(6) 移動・移乗に関連したことごとからだのしくみと自立に向けた介護		○家事援助の機能と基本原則の知識
(7) 食事に関連したことごとからだのしくみと自立に向けた介護		○住宅及び住宅改造に関する知識
(8) 睡眠に関したことごとからだのしくみと自立に向けた介護		○福祉用具に関する最新の知識及び技術 ○栄養・調理・被服等家政に関する知識 ○ターミナルケアに関する知識

改正前 (旧)

科目	講師の要件	求められる能力 (注2)
<b>7 障害の理解 (3時間)</b>		
(1) 障害の基礎的理解	①医師 (3年以上の実務経験を有する者) ②看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ③医学・看護系大学の学部・学科の教員	○介護における障害の概念とICFの知識 ○障害者福祉に関する知識
(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識	④その他 (注1)	○高齢者の介護との違いを踏まえた障害に関する知識
(3) 家族の心理、かかわり支援の理解	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②社会福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ③介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している臨床心理士、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ⑧介護・福祉・医学 (心理系を含む)・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目又は当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他 (注1)	○生活者支援の視点に立脚した介護方法論の知識 ○家族の生活実態と心理に関する知識
<b>9 ことごとからだのしくみと生活支援技術 (2.4時間) (注3)</b>		
(1) 介護の基本的な考え方	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者)	○演習を指導する技術 ○介護業務に関する実務経験
(2) 介護に関するところのしくみの基礎的理解	④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者)	○生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ○心身機能の低下に沿った自立支援の視点に立脚した介護技術
(3) 介護に関することごとからだのしくみの基礎的理解	⑥介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目又は当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑦作業療法士、医師、福祉住環境コーディネーター、福祉用具専門相談員 (「快適な居住環境整備と介護」のみ) (3年以上の実務経験を有する者) ⑧理学療法士 (「快適な居住環境整備と介護」及び「移動・移乗に関連したことごとからだのしくみと自立に向けた介護」のみ) (3年以上の実務経験を有する者)	○自らの介護事例 ○障害・疾病に関する知識 ○介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識
(4) 生活と家事	⑨栄養士 (「食事に関連したことごとからだのしくみと自立に向けた介護」の中の食事及び栄養に関する分野のみ) (3年以上の実務経験を有する者) ⑩歯科医師、歯科衛生士 (「食事に関連したことごとからだのしくみと自立に向けた介護」の中の口腔ケアに関する分野のみ) (3年以上の実務経験を有する者) ⑪その他当該分野に精通している者 (注1)	○福祉用具に関する最新の知識及び技術 ○栄養・調理・被服等家政に関する知識 ○ターミナルケアに関する知識
(5) 快適な居住環境整備と介護		○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識
(6) 整容に関連したことごとからだのしくみと自立に向けた介護		○家事援助の機能と基本原則の知識
(7) 移動・移乗に関連したことごとからだのしくみと自立に向けた介護		○住宅及び住宅改造に関する知識
(8) 食事に関連したことごとからだのしくみと自立に向けた介護		○福祉用具に関する最新の知識及び技術 ○栄養・調理・被服等家政に関する知識 ○ターミナルケアに関する知識

改正後 (新)

科目	講師の要件 (注3)	求められる能力 (注2)
(9) 死にゆく人に関するところとからだのしくみと終末期介護	(前頁に記載)	(前頁に記載)
(10) 介護過程の基礎的理解		
<b>9 振り返り (2時間)</b>		
(1) 振り返り	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥社会福祉施設に勤務する職員 [施設長又は管理者、主任指導員等] ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他 (注1)	○研修全体の構成・各研修科目相互の関連性に関する知識 ○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識 ○介護業務に関する実務経験
(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修		

(注1) 原則として、講師は「講師の要件」に該当する職にある者又は資格保有者とする。ただし、「その他当該分野に精通している者」を講師として申請する場合は、その経歴及び業績が講師として適当であることを説明した理由書を提出すること。

(注2) 「求められる能力」とは、知識に関しては受講者の質問に対する的確に回答ができ、技術に関しては受講者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

(注3) 講師要件に係る資格に、3年以上の実務経験を有する者となっている場合は、当該業務に従事していた時期は、過去5年以内であることが望ましい。

改正前 (旧)

科目	講師の要件	求められる能力 (注2)
(9) <u>入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</u>	(前頁に記載)	(前頁に記載)
(10) <u>排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</u>		
(11) <u>睡眠に関するところとからだのしくみと自立に向けた介護</u>		
(12) <u>死にゆく人に関するところとからだのしくみと終末期介護</u>		
(13) <u>介護過程の基礎的理解</u>		
(14) <u>総合生活支援技術演習</u>		
<b>10 振り返り (2時間)</b>		
(1) 振り返り	①介護福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ②介護職員基礎研修課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ③実務者研修修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ④訪問介護員 (ヘルパー) 養成研修1級課程修了者 (3年以上の実務経験を有する者) ⑤介護施設等で働いている又は連携をとって活動している看護師、准看護師、保健師 (3年以上の実務経験を有する者) ⑥ <b>当該</b> 社会福祉施設に勤務する職員 [施設長又は管理者、主任指導員等] ⑦在宅福祉サービスと連携をとって活動している精神科医師、精神保健福祉士 (3年以上の実務経験を有する者) ⑧介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨その他 (注1)	○研修全体の構成・各研修科目相互の関連性に関する知識 ○保健・医療・福祉の制度とサービスについての具体的な知識 ○介護業務に関する実務経験
(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修		

(注1) 原則として、講師は「講師の要件」に該当する職にある者又は資格保有者とする。ただし、「その他当該分野に精通している者」を講師として申請する場合は、その経歴及び業績が講師として適当であることを説明した理由書を提出すること。

(注2) 「求められる能力」とは、知識に関しては受講者の質問に対する的確に回答ができ、技術に関しては受講者に的確に指導できるレベルであることを必要とする。

(注3) 講師要件に係る資格に、3年以上の実務経験を有する者となっている場合は、当該業務に従事していた時期は、過去5年以内であることが望ましい。

改正後(新)

宮城介養第

号

修了証明書

氏名

年月日生

生活援助従事者研修課程を修了したことを証明する

年月日

宮城県知事 ○ ○ ○ ○

宮城介養第

号

修了証明書(携帯用)

氏名

年月日生

生活援助従事者研修課程を修了したことを証明する

年月日

宮城県知事 ○ ○ ○ ○

[ 別紙13 ]

改正前(旧)

宮城介養第

号

修了証明書

氏名

年月日生

生活援助従事者研修課程を修了したことを証明する

年月日

宮城県知事 ○ ○ ○ ○

宮城介養第

号

修了証明書(携帯用)

氏名

年月日生

生活援助従事者研修課程を修了したことを証明する

年月日

宮城県知事 ○ ○ ○ ○

[ 別紙13 ]

改正後(新)

改正前(旧)

宮城介養第

号

修了証明書

氏名

年月日生

生活援助従事者研修課程を修了したことを証明する

年月日

(生活援助従事者研修事業者名)

宮城介養第

号

修了証明書

氏名

年月日生

生活援助従事者研修課程を修了したことを証明する

年月日

(生活援助従事者研修事業者名)

宮城介養第

号

修了証明書(携帯用)

氏名

年月日生

生活援助従事者研修課程を修了したことを証明する

年月日

(生活援助従事者研修事業者名)

宮城介養第

号

修了証明書(携帯用)

氏名

年月日生

生活援助従事者研修課程を修了したことを証明する

年月日

(生活援助従事者研修事業者名)

〔別紙14〕

〔別紙14〕

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。